

○議事日程

令和7年10月23日（木） 第3日

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

9 名

1 番	倉 内 貴 成 君
2 番	小 棚 正 子 君
3 番	廣瀬 恵理子 君
5 番	松 本 曜 大 君
6 番	三 宅 祐 司 君
7 番	松 原 浩 二 君
8 番	渡 邊 憲 司 君
9 番	加 藤 雅 浩 君
10 番	小 島 英 雄 君



○欠席議員

1 名

4 番	長谷川 淳 君
-----	---------



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後 藤 友 紀 君
副 町	長	傍 島 敬 隆 君
教 育	長	野 原 弘 康 君
総 合 政 策 部	長	安 田 悟 君
総 務 部	長	服 部 貴 司 君
こ ど も 未 来 部	長	三 輪 学 君
健 康 福 祉 部	長	堀 塙 康 伸 君
住 民 部	長	小 野 木 崇 夫 君
基 盤 整 備 部	長	板 橋 篤 志 君
会 計 管 理 者	者	井 上 哲 也 君

―――――― ◇ ―――――

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 摂 田 真 広  
書 記 高 木 明 美

―――――― ◇ ―――――

開議

午前10時00分 開議

○議長（加藤雅浩君） 改めまして、皆様おはようございます。

ただいまの出席議員は9人であります。

欠席議員は長谷川 淳議員であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

―――――― ◇ ―――――

第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤雅浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番 松原浩二議員及び8番 渡邊憲司議員を指名いたします。

―――――― ◇ ―――――

第2 一般質問

○議長（加藤雅浩君） 日程第2、一般質問を行います。

質問に先立ち、質問者に申し上げます。

伝聞や臆測など根拠に乏しい発言は避け、質問は簡明にしてください。

理事者の答弁時間も考慮し、持ち時間内に収まるよう発言をしてください。

不適当・不穏当な言辞があったと認められるときは、議長職権により発言の取消しを命じことがあります。

執行部側に問い合わせる発言以外に、持論の展開や出来事の紹介などが多くならないよう注意ください。

それでは、発言の通告がありますので、順番に発言を許します。

3番 廣瀬恵理子議員。

○3番（廣瀬恵理子君） おはようございます。

3番議員の廣瀬でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、大きく2項目に分け、分割質問方式にて質問させていただきます。

1つ目、子供たちと教職員を守る学校環境を。

今年の6月から7月にかけて、名古屋市を中心に現職や元教師による重大な事件が起こりました。女子児童の下着や姿を盗撮し、その画像や動画を教師だけのSNSグループで共有していたのです。

発覚のきっかけは、児童が教室で小型カメラを見つけたり、保護者からの通報を受けたことでした。SNSでは隠語を使ってやり取りがされ、盗撮画像が日常的に交換されるだけでなく、個人情報まで特定されるケースもありました。

2024年7月には、撮影罪が新設され、下着や性的な部位を同意なく撮影・提供することが犯罪になりました。しかし、それでも被害はなくならず、国内外からの児童ボルノ通報は年間2,000件を超えていました。ところが、警察に実際に提供されるのはその2割程度にとどまり、潜在的な被害は非常に大きいと考えられます。

加害者の意識調査では、被害児童を人としてではなく、物、人形、的として扱っている実態も明らかになっています。私は、このことを決して他人事だと思っていません。無防備な子供たちが卑劣な大人の犠牲になる現状を私は心から許せません。

一方で、真面目に子供たちと向き合い、信頼回復のために努力している教職員がいることも事実です。だからこそ、子供を性的対象と見る風潮そのものを社会から変えていく必要があります。

岐南町でも子供たちを守るためにできることができます。例えば、インターネット上の見守りを行うネットパトロールや、子供と接する職に就く人の性犯罪歴を確認する日本版DBS制度の導入です。こうした取組を強化し、子供たちが安心して育つことができる環境を整えていきたいと考えています。

以上のことから、4点質問いたします。

1つ目、名古屋市での出来事をきっかけにどのような話し合いが行われましたか。

2つ目、今までにどのような対策をしているのかを具体的に教えてください。

3つ目、対策を誰にどのように周知するのか教えてください。

4つ目、日本版DBSを取り入れる考えはありますか。

以上となります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤雅浩君） 教育長 野原弘康君。

○教育長（野原弘康君） おはようございます。

廣瀬議員の1項目め、子供たちと教職員を守る学校環境について、4点のご質問をいただきました。

初めに、1点目と2点目のご質問に対して、大きく4つの窓からお答えをしたいというふうに思っております。

1つ目、今回の事案について思うことです。

議員ご指摘のニュース報道に係る事案については、教育の信頼・信用、子供たちの安心・安全を根底から揺るがすような危機的な事態であり、これらの報道を受けた羽島郡の児童・生徒3,704名、そして保護者、地域の皆様にとって非常に大きな不安を抱く事案であったというふうに察しております。

同時に、羽島郡の教職員275名を代表する者として、最も大切にしたい信頼について、これまでも献身的な取組と努力を積み重ねてまいりましたが、それを全く無にする行為であり、大変遺憾に思っております。

これら報道された内容に対して、憤りも持ちながら、ただしこのことを対岸の火事とせず、他山の石として受け止めていくべきだというふうに捉えております。

2点目です。不祥事発覚後の対応についてご説明をいたします。

これらの報道を受け、文部科学省から通知・指導がなされることは事前に岐阜県教育委員会から連絡を受けておりました。ただ、羽島郡二町教育委員会の一刻も早く対応すべきであるという判断と責任に基づいて、7月1日付で服務規律の徹底を発出いたしました。この文書を通して、児童・生徒等の写真を撮影する際には、声をかけ、確認をすることをはじめとし、様々ありますけれども、今回の事案は現在も捜査継続中であり、事案の内容は明らかに信用失墜行為であることなど、児童・生徒や保護者から誤解を受けたり、あるいは疑念を持たれたりするような言動は厳に慎むよう指導をいたしました。

また、7月3日付文書で、不祥事根絶重点項目徹底指導のお願いについて、7、8月の不祥事根絶に向けての重点項目、不適切な行為の禁止について、全職員を対象とした自己を見詰める点検を実施しております。これらのことを通して、本件を自分事として捉えてコンプライアンス意識を高めること、そして同僚性が一層向上するよう努めております。

その後、文部科学省、岐阜県教育委員会からの児童・生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底についてという通知文がございましたので、7月4日付同通知にて、密室状態をつくらないこと、盗撮を防止し、疑われる行為をしないこと、そして個人情報を持ち出さない、この3点について再度指導をいたしております。

この間、文書による指導とともに、7月8日には羽島郡の校長会、そして7月9日には羽島郡の教頭会、またそれぞれ学校訪問の際には、教職員全体に対して直接の指導を行うとともに、状況も確認してまいりました。

3点目、未然防止についてでございます。

不祥事根絶につきましては、これまで毎月、重点項目徹底指導とコンプライアン

スチェックという点検を行っております。そのことを通して、危機管理に対する高い意識を持つこと、そしてコンプライアンスを徹底する強い意志を持つこと、モラルの高い職員集団を育み、同僚性を高めることなども行ってまいりました。今後も継続してまいります。

4点目、今後に向けてということで、羽島郡の教職員は、子供たちのために一生懸命努力する先生であるというふうに私自身思っておりますし、そう信じております。

さきにも述べましたが、本件に対して憂慮しつつも、長年かけて築いてまいりました信用を崩壊させてしまうこと、また真摯に子供と向き合う羽島郡の教職員にまで疑念の目が向けられることに強い憤りを感じるとともに、残念でなりません。

こうしたことを未然に防ぐためには、先ほども申しましたけれども、同僚性の高い職員集団を育成すること、そして風通しのよい職場関係を築くことが、ここにまず基盤があって、その上で教職員のモチベーションを高めることが最も大切であるというふうに考えております。日常の業務において、教員が一生懸命準備した授業に対し、児童・生徒が没頭して取り組み、何かに気づき、発見し、理解するなど、はっとした子供の表情に出会うこと、僅かな変化であっても子供の人としての成長を目にしてこと、また悩みに対して解決に向けた光が差し、笑顔が見られるようになること、保護者との意思疎通ができ、活力ある児童・生徒の姿に変わっていくこと、そして何よりも最後の自信を持って学びを巣立っていくこと、こうした子供たちの姿を見ること、教員だからこそ味わえる喜びがそこにはあります。

また、職務を離れた自身の生活においても、創造的な楽しみを持ち、充実感を味わうことで、前にも述べました喜びにつながる新たな発想が生まれることも多々ございます。こうした正のスパイラルが生まれるよう、教職員の日常での学びや発想、努力を価値づけながら職務に専念できるよう、指導・助言を通して、教職員のモチベーションを高く保てるよう努めてまいります。

今後も本件について、県教育委員会、報道などから新たな情報を得た場合は、その都度教育委員会で共有し、適宜教職員への啓発をするとともに、毎月行っておりますコンプライアンスチェックを確実に実施してまいります。

ご質問いただいた大きく3番目についてです。対策の周知についてお答えをいたします。

デジタル端末の利用や指導における配慮、コンプライアンスチェックについては、まずは学校運営協議会の場において、地域や家庭の代表の皆様に周知を図っております。さらに、PTA実行委員会の場なども通して、学校ごとで話題にしているところでございます。

最後に4番目のご質問、日本版D B Sを取り入れる考えについてお答えをいたします。

この日本版D B S こども性暴力防止法については、令和6年6月26日に公布され、令和8年12月26日が施行期限となっております。

現在、岐阜県教育委員会では、教諭及び県を窓口とした講師の採用時に、法の施行に先立ち、令和5年4月より運用を開始しました特定免許状失効者等データベースにおいて身元を確認しております。また、羽島郡二町においても、同教育委員会を窓口にして採用する講師及び学校関係職員は、特定免許状失効者等データベースを活用し、ここでも確認をしております。

今後も、教職員の採用に関わっては、適切な確認を欠かさずに行ってまいります。  
以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 3番 廣瀬恵理子議員。

○3番（廣瀬恵理子君） 3番議員 廣瀬でございます。

ご答弁ありがとうございます。

2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目、異常気象の影響から考える今後。

気象庁の発表によりますと、近年は猛暑日数や局地的大雨の発生頻度が増加傾向にあります。今年の春先から続く猛暑により、道路や水路、空き地に雑草が繁殖し、町民の方々の生活に影響が出ています。

実際に、町民の方からは次のような声が寄せられています。道路にはみ出す雑草をよけるため車体が膨らみ、対向車と接触しそうになった。空き地の雑草が繁殖したり、大木が倒れないか心配だ。雑草が伸びて視界が悪く、自転車を見落として事故になりそうだった。大きな木が電線に触れて火災になる危険がある。

こうした問題はすぐに担当課へお伝えしていますが、一時的な現象ではなく、異常気象の影響によって今後も毎年繰り返される課題になると考えています。町としても何かしらの対策を講じていく必要があるのではないかでしょうか。

異常気象の影響は雑草だけにとどまりません。線状降水帯による局地的大雨によって、道路の冠水が頻発しています。実際に7月17日には、町内の多くの地域で道路が冠水しました。そのほかの日でも、側溝から水があふれるなどの被害のおそれが続いているいます。

今年3月、福祉大会において、岐阜大学環境社会共生研究センターの原田先生が「土地の成り立ちから読み解く水害リスクとこれからの対策」という講演をされました。その中で、温暖化の影響により水害が増加しているため、岐阜県では流域治水に

取り組んでいると紹介されました。具体的には、雨を染み込ませる、ためる場所をつくる、流れをゆっくりにする。そして、行政としては、居住誘導区域を設け、危険な場所に住まわせない施策を進めているとのことでした。

岐南町は発展した町である一方、水が染み込み、たまる場所が減り、水害リスクは増大しているとのことです。現在、町内には18の貯留施設設備計画がありますが、整備済みは岐南中学校、東小学校、西小学校、総合体育館多目的広場の4施設にとどまっています。

今回の7月17日の大雨の際には、小・中学校で引渡しが行われました。実践では、訓練の成果もあり、事故やけがなく実施できましたが、中学校のグラウンドにはしっかりと水がたまることで貯留機能が発揮される様子を多くの保護者や子供たちが実際に目にしました。この経験は、貯留施設の役割を知るきっかけになると同時に、災害の種類によっては、引渡し場所や動線を見直す必要性を示したものもあります。

さらに、9月27日には、中学生による「みんなでつくる安心なまち～岐南を水災害から守ろう～」が行われました。身近な水災害について生徒たちが学び、研究成果を地域への提案として発表したもので、町長をはじめ、教育長、教職員、行政職員、地域で活動されている方、多くの町民の方々が参加されました。中学生と地域住民が一体となって課題を発見し、解決方法や自分たちにできることを模索する姿は、まさに本来求められる地域のつながりだと実感しました。

以上のことから、5つ質問いたします。

1つ目、猛暑から、水路・道路へかかる雑草等の維持管理の現状はどのようになっていますか。

2つ、現在年2回の除草回数を増やすことや、必要に応じて対応を見直す考えはありますか。

3つ、大雨による道路の冠水が増えていますが、危険箇所の状況把握は行われていますか。

4つ、町民の方への情報提供、情報の共有はどのようにされていますか。こちらは道路・水路に関わることなどを教えてください。

5つ、水害時、中学校のグラウンドでは貯留機能があり、引渡し場所の見直しが必要となります。どのような対応をお考えでしょうか。

以上となります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤雅浩君）　板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君）　おはようございます。

廣瀬議員の2項目め、異常気象の影響から考える今後の1番目のご質問、猛暑から

道路・水路へかかる雑草等の維持管理の状況はどのようになっていますか及び2番目のご質問、除草回数を増やすことや必要に応じて対応を見直す考えはありますかにつきましては、関連がございますので併せてご説明いたします。

ここ数年にわたり、夏の猛暑は厳しさを増しております。気象庁の発表によりますと、岐阜市における猛暑日の日数は、令和5年は31日、令和6年は43日、そして今年9月末現在では51日と増加の一途をたどっております。

これに比例するように、住民からの雑草に関する苦情も増えております。それに対応するため、道水路敷草刈り業務委託の予算額は、令和5年度956万4,000円、令和6年度986万7,000円、令和7年度、今年度1,110万5,000円と年々増加しており、住民の要望にできる限り応えられるよう備えているところでございます。

町が定期的に実施しております道水路敷の草刈りにつきましては、これまで年2回の実施でしたが、今年度より、雑草が多い箇所については年3回の実施に増やしているほか、実施箇所については、住民からの要望や建設課の実施する道路パトロールの結果を踏まえて追加するなどの見直しを行っております。この先も雑草が繁茂する勢いは増すことはあれど、衰えることはないと考えられます。引き続き、道路敷や水路敷の管理について、柔軟に対応できる体制づくりに努めてまいります。

続きまして、3番目のご質問、大雨による道路の冠水が増えておりますが、危険箇所の状況把握は行われていますかについてお答えいたします。

本町は、交通網が発達し利便性に優れる反面、国道や鉄道をくぐるアンダーパスが複数あり、そのような交差部については構造的に道路冠水を生じやすい箇所であると認識いたしております。道路管理者として、豪雨による冠水の危険性が予見される際のパトロールについては、これらの箇所及び過去の浸水実績から、道路冠水が発生するおそれのある箇所を地図上に落とし込み、パトロールを行う職員が把握できるよう備えております。あわせて、豪雨の際には、その箇所を重点的に巡回し、状況の変化を注視しながら、必要に応じて通行止め等の交通規制の措置も講じているところでございます。

続きまして、4番目のご質問、また、町民の方との情報共有はどのようにされていますかについてお答えいたします。

道路冠水などの異常気象時に限らず、道路・水路などに関する不具合についての情報を町に寄せていただく手段として、窓口に直接来庁されることや電話を用いることが一般的となっておりますが、口頭で行うことから、不具合の状況や場所の伝達に手間取ることもしばしばございます。

そういうことから、簡単かつ正確に情報を共有できることを目的に、道路等不具

合通報システムの運用を令和5年6月より開始いたしております。このシステムは、位置情報や写真を交えてスマートフォンで簡単に通報することができるため、利便性、情報の正確性に優れています。通報者の手間や心理的負担が少ないとなどもあり、徐々に利用件数が増加しておりますが、不具合の発見時に積極的に活用していただけるよう、今後も本システムのPRにも努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 廣瀬議員の2項目め、5番目のご質問、水害時、中学校のグラウンドでは貯留機能があり、引渡しの場所の見直しが必要となる。どのような対応を考えているかについてお答えをいたします。

岐南中学校のグラウンドは、地震や火災等に対する避難場所に指定されておりますけれども、令和2年度に貯留池としての機能を有する工事が行われました。計画降雨規模は1時間当たりの雨量で50ミリであり、それ以上の降雨があった場合、最高位30センチまで水がたまり、2時間かけて排水されるよう施工されております。

本年7月17日は非常に大雨に見舞われました。雨量は、12時から13時かけては68ミリ、13時から14時かけては53ミリでございました。いずれも計画降雨規模を大きく超えており、ここ30年以上経験したことのない冠水が町内各地で見られました。

岐南中学校のグラウンドもそうした中での引渡しであったため、本当に大変な思いをされたことを申し訳なく思っております。近年の気象状況から、今後もこうした状況が発生する可能性がございますけれども、冠水を防ぐための工事を施すことは認められておりません。また、迂回路等を設定し引渡しを行うことは、学校周辺の立地を見る限り、難しい状況であるというふうに考えております。

したがいまして、今後の対応としましては次の2点を考えております。

1点目は、今回の経験から、冠水の具体的な雨量が見えてきたことから、雨雲レーダーや天気予報等を基に早めの決断をするということでございます。その際は、予想に反する状況になる可能性がありますけれども、その点については町民の皆様方にも十分ご理解いただきたいと、そんなことも思っております。

2つ目は、引渡しができない状況となってしまった場合、学校待機の措置もあり得ます。深夜に及ぶ可能性もあります。したがいまして、簡易食等の備蓄をしておくことも必要であると考えており、担当課との調整を図っているところでございます。

いずれにしても、安全第一を考え、2次被害につながらないよう努めたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤雅浩君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番議員 三宅でございます。

議長のお許しをいただきましたので、3項目、分割質問方式で質問をさせていただきます。

巡回バスの将来方針の明示についてということで4点ほどございますが、私はこれまで再三にわたりまして、巡回バスとコミュニティタクシーについて質問を重ねてまいりました。巡回バスの廃止か継続といいますのは、改善か改革ということになりますけれども、これを判断するには、客観的な根拠となる数値的な試算というものが不可欠です。

しかし、町長就任から1年半が経過した現在も、そうした財務的・法的分析は示されておりません。町は、コミュニティバスの運行目的と利用状況がミスマッチであり、真に必要とする方々に届いていないという認識から、契約満了となる令和8年度末をもって終了し、代替手段の提示を前提に、廃止の時期を早める可能性もあるとのご答弁でした。しかし、この答弁には、廃止に伴って発生するバス事業者への補償額や債務負担残額といった財務的な分析・試算について全く触れられていないものでした。これでは合理的な判断の根拠を欠いたまま、結論だけが先行していると言わざるを得ません。

また、コミュニティバスとコミュニティタクシーは、その利用者層やこの役割というものが大きく異なるため、分けて議論すべきであると繰り返し繰り返し申し上げてきました。にもかかわらず、これまでのご答弁は方向性を示されないまま曖昧なものでした。

また、これまで再三にわたり、巡回バスの将来方針について質問を重ねてまいりましたが、検討が遅々、遅れ遅れということですね、と進まない現状に強い危機感を抱いています。契約期限が残り1年5か月と迫る中、町民生活の基盤である公共交通の在り方について、これ以上判断を先延ばしすることは許されません。将来の方針を廃止か継続、これは改善・改革、かに結論づけるには、客観的な根拠となる数値的な試算が不可欠であると認識しています。

よって、以下の4点について、町長の明確なご答弁を求めます。

1つ目です。町長の公約である税金の無駄をなくしますや、早期廃止の可能性を示唆されてから1年半を経過した今も検討段階である巡回バスの将来について、この町の政策、施策においてどの程度の優先順位であるのか、認識を伺います。

2つ目、巡回バスとコミュニティタクシーの役割の違いを踏まえ、どちらにどのような機能を残し、将来の公共交通をどう再編するのかを伺います。

3つ目、これまでの調査で把握した巡回バスの利用実態、費用対効果、将来需要を基に、以下3点について試算を行い、その結果をいつまでに示すのか、明確な期限をお答えください。

3番目の1番、廃止を想定した場合の試算。これは、契約満了を待たずに廃止した場合の発生するバス事業者への補償額や債務負担残額を含む財務的な試算であります。

2番目、継続という改善・改革を想定した場合の試算。路線やダイヤを見直し、改善・改革を実施した場合の総費用及び費用対効果の試算。

3番目、現行のまま継続を想定した場合の試算。現行の運行を契約満了まで継続した場合の総費用及び費用対効果の試算ということになります。

4つ目、試算の結果をどのような場で公表し、町民への説明責任を果たすのか、その方法をお聞かせください。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 三宅議員の1項目め、巡回バスの将来方針の明示についての1番目のご質問、町の政策・施策において、どの程度の優先順位であるのかについてお答えをいたします。

本町のコミュニティバスとコミュニティタクシーによる公共交通施策につきましては、高齢化社会に対する高齢者の外出支援を主な目的とした重要施策の一つであります。

議員ご質問の優先順位につきましては、第3期岐南町地方創生総合戦略において、公共交通を基本目標の3のつながる安心安全なまちの具体的事業として位置づけており、重要施策の一つであることに違いはございません。

次に、2番目のご質問、公共交通の役割の違いを踏まえ、どのような機能を残し、将来の公共交通をどう再編するのかについてお答えをいたします。

まずは、これまでの経緯を振り返りますと、過去の議員のご質問でもお答えさせていただきましたとおり、本町では、住民の日常生活に必要な交通手段を確保するという目的の下、平成14年度からにじバスの愛称でコミュニティバスを開始いたしました。

しかしながら、できるだけ多くの地域や公共施設を通るため、48か所の停留所の巡回ルートを設定したことにより、1周当たりの時間が長く、駅や医療機関などへの直結性が乏しく、利用者が伸び悩んだことから、平成21年度に運行を廃止しております。その後、運行をデマンド型交通であるコミュニティタクシーに変更し、停留所の増設などの改善を行いながら、住民の移動手段の確保を続けてまいりました。

なお、現行のコミュニティバスは、令和4年6月に策定した岐南町地域公共交通計画により、高齢者や障害者をはじめとした交通弱者における買物や通院などのふだん

の生活に係る移動手段を確保するために、令和4年9月から運行を開始いたしました。

また、停留所につきましては、スーパーや医療機関をはじめ、自治会や老人クラブからの意見もいただきながら、町内に46か所、町外に1か所の合計47か所設置しており、岐南町役場を中心に岐南駅や笠松駅などの交通結節点を通る巡回ルートとなっております。

議員ご質問のとおり、コミュニティバスとコミュニティタクシーは運行方式が異なるため、利用する世代や目的により利用するシーンは変わります。

まず、コミュニティバスの役割につきましては、令和5年度に実施した利用者アンケートにおきまして、主な利用目的として、通勤・通学がおよそ50%を占めたことから、買物や通院といった暮らしのニーズに対応した公共交通を提供するという目的に対し、ミスマッチが生じている状況にあると捉えております。このことから、高齢者等の移動手段の確保という目的に対する課題解決の手段として、真に必要としている方に届いていない状況となっており、現行の運行形態のコミュニティバスを終了する意向をお示ししておるところでございます。

しかしながら、この問題は、ニーズ調査を含め、事業実施までのプロセスが十分になされずに始まってしまったことから生じたことであると考えておりますので、現行の運行形態に対して結論を示す上で、アンケート調査やワークショップによるニーズの確認、利用実態の検証や代替手段の検討を行い、丁寧にプロセスを踏みながら慎重に進めていく必要がございます。

一方、コミュニティタクシーの役割といたしましては、巡回バスのように全ての停留所を決められた路線で運行する必要はなく、利用者の自宅付近の停留所から目的地に近い停留所までを最短距離で行くことができるため、買物や通院といった暮らしのニーズにマッチしているものの、令和6年度に実施した高齢者アンケートにおいて、予約方法が煩雑であることや1日当たりの運行便数が少ないなど、サービスの拡充を希望する意見がございました。高齢者等の移動手段の確保という目的に対して、今後サービス内容を改善していく必要があると考えております。

このように、公共交通の役割につきましては、運行方式により役割が異なりますが、利用する世代ごとにも目的は異なり、例えば高齢者の外出支援としての買物や通院、若い世代の通勤・通学などのニーズに合わせた役割もございます。

さきに開催した住民ワークショップでは、高齢者世代に限らず、幅広い世代の異なるニーズに対して、最適な公共交通とはどのようなものかをグループワーク形式で議論し、グループごとに持続的な公共交通を実現するために、現実的かつバランスを考えた将来の公共交通を示し、グループ発表を行ったと報告を受けております。

現在、各グループがまとめた将来の公共交通については、ワークショップの委託先でございます岐阜大学にて、報告書として取りまとめる作業を進めているところでございます。

今後につきましては、ワークショップの報告書を確認し、コミュニティバスとコミュニティタクシーの利用実績、昨年度実施した高齢者アンケートを基に、岐南町としての公共交通の在り方について慎重に検討してまいりたいと考えております。

3番目及び4番目の質問につきましては、この後、総合政策部長がお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 安田 悟聰総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 3番目のご質問、巡回バスの利用実態、費用対効果、将来需要を基に3点についての試算を行い、その結果をいつまでに示すのかについてお答えいたします。

コミュニティバスの見直しをする際には、議員ご質問のとおり、利用実態、費用対効果、将来需要を基に考えることは非常に重要な要素だと考えております。そのため、岐南町公共交通会議・岐南町地域公共交通活性化協議会において、利用実態やアンケート結果などを示したところです。

また、ワークショップの開催に際しては、マイタウンぎなん7月号でそれらをまとめた資料に加え、公共交通が抱える課題や運行費などを掲載するとともに、ワークショップにおいて参加者に議論していただき、生の声をお聞きしたところでございます。

なお、次年度の運行につきましては、今後の予算編成の過程で検討していくことになりますが、契約満了を待たずに廃止することは現時点で想定しておらず、そのため補償などの試算は行っておりません。

廃止以外の継続と現行のままの2点については、2番目のご質問にお答えしたとおり、今後の在り方を検討していくことになりますが、現行のままに関しては、以前からお答えしているとおり、契約満了後において現行の巡回方式を継続することはありません。

最後に4番目のご質問、試算の結果をどのような場で公表し、町民への説明責任をいつまでに果たすのかについてお答えいたします。

町民への説明の時期につきましては、令和7年度第2回岐南町公共交通会議・岐南町地域公共交通活性化協議会において、ワークショップの報告や今後の公共交通の在り方をお諮りした上で、その結果については広報紙やホームページを通じてお示してまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） それでは、6番議員 三宅でございます。

再質問をさせていただきます。

先般、答弁書をいただきました。この巡回バスの将来方針を決定する上で不可欠なこの客観的・数値的試算と、それを町民に示す具体的な期限について明確な回答を欠いており、極めて不十分であります。やめるもやるも、理由、根拠、試算をせずに結論が出ていると。

町長及び執行部の皆さんには、町民の生活基盤である公共交通への強い責任を認識し、本質的な課題解決に向けた具体的な行動期限を明確に示していただくよう重ねて強く要望いたします。

これまでのご答弁は、検討していく、協議会に諮るといった抽象的な表現に終始しており、契約満了が目前に迫る中、巡回バスの廃止を既定路線とし、新たな公共交通への具体的な改善・改革の意思を欠いているとしか見えません。

また、契約満了を待たずに廃止することはないおっしゃるならば、ワークショップの実施や会議への諮問を優先し、実証実験を伴う新たな選択肢の検証を後回しにしている現状、これは巡回バスの自然消滅に向けた時間稼ぎであり、町長公約に反する、これこそ税金の無駄遣いそのものではないでしょうか。このような町民生活への影響と残された期間への強い危機感を踏まえ、以下の点について、町長の公約実現に向けた明確なご意思と具体的な行動の期限を改めて問います。

行政は、現行契約満了の僅か1年前に当たる令和8年1月中旬ぐらいでしょうか、この公共交通会議を予定されてみると。開催される公共交通会議で結果をまとめると示唆されています。このスケジュールでは、会議の決定を受けてから新たな運行形態への準備、予算措置、運行事業者との調整を行うには、物理的に時間が圧倒的に不足しています。契約1年前から新たなチャレンジを始めなければ、結果を出す前に時間切れとなります。結局はデマンドタクシーへの移行ありきとなってしまいます。要は、バス事業を廃止にしたいが、問題が多過ぎるため結論が出せずにいる。そのため、代替案であるデマンドタクシーのすり替えによって、バス事業のフェードアウト、すなわち自然消滅を図るというスケジュールになっていると思われます。ここでいうバス事業というのは巡回バスを意味しておりますので、加えます。

そのため、万一、契約満了後に新たなバス事業、巡回方式以外をもう一度起こそうとしても、これはもう二度と失敗により極めて困難になります。町長が本当に税金の無駄をなくすという公約を実現し、町民の暮らしを守る新たなシステムを構築する意思があるならば、抽象的な議論は即座にやめて、まずは行動の期限と予算の確保を約束することが不可欠です。

1つ目、将来方針決定の遅延がもたらす廃止既定路線化の意図を確認します。今まで何度も何度も問うてきた質問ですが、公共交通会議が実質的に機能しないまま、具体的な方針を1年半も先送りにした結果、残された時間は極めて限定的です。

そこでお尋ねします。

実質的な意図の確認ですが、契約満了の僅か1年前に結果をまとめる、来年の1月頃にまとめるというこのスケジュールは、物理的な準備期間の不足を意図的につくり出し、新たなチャレンジは時間切れで不可能と結論づけ、結果的にデマンドタクシーの移行、すなわち巡回バスの自然消滅を目的とした戦略的遅延であると、これを認められますか、それとも明確に否定されますか。

2つ目、自然消滅ではないことを示すための具体的な予算措置と行動期限の即時明言。もし町長が自然消滅の意図を明確に否定されるならば、その言葉を行政の行動で裏づける必要があります。検討や諮問といった抽象的なプロセスを優先する時間的余裕はもはや残されておりません。行政が主張する巡回方式の非効率性を克服し、改善・改革の意志を行動で示すため、以下の点を質問させていただきます。

改善・改良の実証予算の確保ということでお伺いします。

行政側が、巡回方式で非効率で継続しないとするならば、その代案として、費用対効果を高めた新たなバス運行形態、私が何度も何度も申し上げてきたことではあります、例えば笠松駅直行バスなど方式を変えたバスの効果を検証し、将来方針を客観的なデータで裏づけるための、最低3か月はかかるでしょう、実証運行に必要な予算、将来方針の決定を待つことなく、次年度予算編成に最優先事項として盛り込むことをこの場で執行方針として断言されますか。

最後、実証運行の開始期限の明言としてお尋ねします。

上記の実証運行を遅くとも契約満了の1年前に当たる時期、来年、8年の4月ですね、次年度予算開始時から開始することを具体的な改善・改革の行動期限として町民に対し公約されますか。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 三宅議員の1項目め、巡回バスの将来方針の明示についての再質問にお答えいたします。

1番目の再質問、実質的な意図の確認について、現行の運行形態に対して結論を示す上で、アンケート調査やワークショップによるニーズの確認、利用実態の検証や代替手段の検討を行い、丁寧にプロセスを踏みながら慎重に進めていく必要があります。ニーズ調査を含めた事業実施までのプロセスを十分に検証しないまま新たな運行形態を行うことは、再びミスマッチを生じさせ、住民や運行事業者などを混乱させること

になりかねませんので、手戻りのないようしっかりとプロセスを積み重ねているところでございます。

2番目の質問、改善・改革の実証予算の確保については、実証実験を行うことは考えておりません。実証実験を行うためには、厳しい財政状況の中で、バスの確保、運行ダイヤと停留所の変更、運行事業者の運行システムの変更と運転手の対応、関係機関との調整や承認、新たな運行内容の運行マップの作成と住民周知など、多岐にわたる調整と準備に多くの時間を要します。

また、実証実験の実施期間において現行の運行を停止する必要があることや、実証実験の性質上、短時間の実証実験後に現行の運行に戻すことは、住民への混乱と運行事業者に過度な負担を強いることとなり、公共交通への信頼を失うおそれがございます。

3番目の再質問、実証運行の開始期限の明言について、2番目の再質問でお答えいたとおり、実証実験の考えはありません。繰り返しとなります、今回の問題は、ニーズ調査を含め、新事業までのプロセスが十分になされず始まってしまったことから生じたことであると考えておりますので、アンケート調査やワークショップによるニーズの確認、利用実態の検証や代替手段の検討を行い、丁寧にプロセスを踏みながら慎重に進めてまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番議員 三宅でございます。

再々質問をさせていただきます。

試算もしない、実験もしない。契約満了に、これを例えば公共交通会議を終わって、ある程度のものが見えてくるとしまして、あと1年で何ができるか。もう時間がないです。そうすると、いわゆる契約満了の日が当然参ります。9年の3月、ここまで3年間いくわけですけれども、この契約満了前に廃止するということはない、バス事業の巡回方式を継続することもないと明言される。であるならば、選択肢は、この巡回方式のバス運行以外の運用方法しかないということをずっと考えてきたわけですけれども、これを実行しないのであれば、当然、町長の公約に反する。税金の無駄をなくすということから始まった1年半前、そしてこの1年半後までのこの約3年間、年間3,500万としますと、就任後から契約満了まで1億超えますね。これを払い続けるということになります。来年1月、公共交通会議で諮るような悠長なことは言っておれません。残り1年のリミット時点で模索、検討というのを許されません。無策による税金垂れ流しと同じことになります。

再三申し上げてきましたけれども、今からプロジェクトチームを立ち上げ、これも

何回も言ってきましたね。8年4月より実証運行計画を目指す試算ぐらいに取りかかるということ、これ当たり前のことだと思いますけれども、そうした公約はできませんか。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 三宅議員の再々質問にお答えをいたします。

議員からは何度もご意見をいただいております。解釈は様々あるというふうに認識をしてございます。議員の熱い思いも理解しておりますが、先ほども部長ともに答弁をいたしましたとおり、町の考えとしては先ほど申し上げたとおりでございます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番議員 三宅でございます。

2項目め、岐南町の公園行政について。

都市公園は生き物の多様性を守り、まちの環境をよくし、また災害に備える役割やレクリエーションの場、美しい環境をつくるといった大変多くの働きを持っています。私たちの暮らしは、まさにそうした公園の恵みの上に支えられているといつても過言ではありません。とりわけ都市公園は地域に身近な広場であり、工夫次第で様々な活用ができる場であります。そのため、ほかの公共施設とは異なる特別な役割と性格を持ち合わせています。

また、コロナ禍において、密にならないゆとりある屋外空間の価値が見直されたことも踏まえ、公園の存在が再評価されました。令和5年4月にはこども基本法が施行され、施策の立案を担う行政機関であるこども家庭庁も創設され、一層こどもまんなか社会の実現を目指す方向性が示された。その中で、国は、こどもまんなかまちづくりを加速化させる観点から、子供の遊び場の確保や親同士、地域住民、高齢者同士の人と人が集まり、交流できる場を生み出す都市公園づくりを進めています。

また、岐南町都市公園条例第1条の3には、町の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の公園の当該市街地、すなわち市街化区域である住宅密集地であっても、住民1人当たりの敷地面積は標準5平方メートル以上とするとあります。現在、町内の都市公園である3か所を見ると、平島公園3,206平方メートル、八剣公園5,709平方メートル、蛇池公園2,100平方メートルで、合計面積1万1,015平方メートル。これを人口の2万6,421人で割りますと0.416、10平方メートル、これが標準、そして5平方メートルというのが密集地帯、その10分の1ということでございます。条例の基準、1人当たりの公園敷地面積がこういうことでございますので、基準をもう大きく下回っております。人口規模2万6,421人と面

積7.9キロ平方メートルを考えると、将来に大きな課題を抱えています。

そこで、岐南町の公園行政について質問を2つ続けます。

1つ目、都市公園はどのような基準を持って配置されてきたのか。

2つ目、町長の所信表明において、誰の目から見ても明らかな合理的根拠、エビデンスとプロセスを最も重視し、事業という形にしていくとされていますが、この数値、0,416平方メートル（1人当たり）が示す現状をどのように考えているか、お聞かせください。

次に3点目、都市計画法において、市街化区域には、少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとされております。さらに、国において、子供の遊び場や子育て世代の居場所づくりを目指すこどもまんなかまちづくりに取り組む方向性を示しております。未来を担う子供たち、子育て世代を大切にし、選ばれる町、住んでよかったと思える町の実現が求められており、そこでお尋ねします。

町長は、今後の公園行政についてどのようにお考えでしょうか。

次に4点目、今児童数が増加している東小学校区の都市公園の整備を求めるという声が上がっておりまして、メールでいただいたものでございますが、現在ある平島公園は校区の東端、これは各務原市側に位置しており、三宅や伏屋地域に住む子供たちは利用しにくい状況です。そのため、三宅や伏屋地域において、子供たちが思いっ切り遊べる都市公園の整備をしてほしいという要望が出されております。

一方で、私の住む須賀地区では、小規模な広場が4年前に返却され、以降、新しい場所の確保もできておりません。土地の無償貸与の交渉といった課題もあり、自治会だけでは負担が大きく、解決が進んでいないのが現状でございます。規模の大小はありますが、いずれも共通しているのは、地域の子供たちが安心して遊べる場所をどう確保するかという問題です。

そこでお尋ねします。

町として、東小学校区の都市公園の整備についてどのようにお考えでしょうか。

また、須賀地域のように小規模の広場が失われた地域に対して、町としてどのような支援策や対応をお考えでしょうか。

次に5点目、都市公園は、利用する住民の声を反映してこそよりよいものになると考えます。

そこでお尋ねします。

町として、3校区それぞれで住民参加のワークショップを開催し、住民が主体的に都市公園づくりに関わる仕組みを検討するというお考えはありますでしょうか。以上です。

○議長（加藤雅浩君）　板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君）　三宅議員の2項目め、岐南町の公園行政についての1番目のご質問、都市公園はどのような基準を持って配置されてきたのかについてお答えいたします。

都市施設である都市公園につきましては、都市計画法において、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模のものを必要な位置に配置することにより円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するよう定めることとされており、本町におきましてもこれを基準に整備してまいりました。

現在、岐南町内には、議員のご質問にございましたとおり、各小学校区に1か所ずつ、八剣北公園、平島公園、蛇池公園の3か所の都市公園が整備されている現状であります。

続きまして2番目のご質問、この数値が示す現状をどのように考えているかについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、都市公園におきまして、住民1人当たりの敷地面積を満足できておりません。そのため、これを補完すべく、岐南町運動広場設置要綱に基づき、より身近な住民同士の集いの場、憩いの場として各運動広場を運用しているところでございますが、これらを含めましても十分な広さは確保できません。

しかしながら、当町においては、新たに公園用地を確保し、整備を行うことが容易でないこと、また当町から比較的容易にアクセスすることができる範囲内に国営木曽三川公園、かさだ広場や河川環境楽園、138タワーや各務原市民公園、長良公園など大規模な施設があることなどもあり、殊さらこの数値に固執する必要はないと考えております。

続きまして3番目、町長は今後の公園行政についてどのようにお考えでしょうか及び4番目の町として東小学校区での都市公園の整備についてどのようにお考えでしょうか、また須賀地域のように小規模な広場が失われた地区に対しては、町としてどのような支援策や対応をお考えでしょうかについては、関係がございますので併せてお答えいたします。

公園については、休息、鑑賞などのレクリエーションの場、遊戯、散歩などの運動の場、災害時の避難の場など多面的な役割を担っております。また近年では、子供もが気軽に利用できる子供の居場所としても注目されていることから、公園行政の重要性については十分認識しているところでございます。

しかしながら、さきにも触れましたが、本町の約93%が市街化区域であり、宅地化が進行する中、都市公園運用指針の中で定められている最も規模の小さな街区公園で

ある0.25ヘクタール（2,500平米）を満足する用地を新たに確保し、整備を進めるることは非常に困難であると考えております。

今後につきましては、既存の都市公園において適切な保全及び維持管理に努めるることはもとより、運動広場など屋外施設だけでなく、既存の町有施設の活用など、特定の地域に限定するのではなく、町全体で地域の子供たちが安心して遊べる場所の確保に向け、横断的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に5番目のご質問、町として、3校区それぞれで住民ワークショップを開催し、住民が主体的に都市公園づくりに関わる仕組みを検討するお考えはありませんかについてお答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、本町において新たに都市公園を整備することは困難であることから、町として住民ワークショップを実施することは現時点では考えておりません。

しかしながら、平成29年に八剣北公園の改修を行った際には、改修設計業務を発注した平成28年度に、地域の意向を酌むべく複数回にわたり説明会を開催した経緯がございますことから、他の都市公園を改修する折には、積極的に住民の意見を取り入れていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番 三宅でございます。

3項目め、総合案内の看板撤去の理由とその影響についてをご質問させていただきます。

総合案内は、住民にとって庁舎の入り口であり、最初のよりどころとなる機能でございます。ところが、昨年4月以降、総合案内として業務が行われず、今年の4月に看板が撤去されたと聞きました。

そこで、この一連の判断が住民サービスに及ぼす影響について、具体的な行政の対応とともに、以下3点についてお尋ねします。

1つ目、この1年間、昨年4月から今年の4月まで、住民にはどのように案内体制を取っていたのかをご説明ください。

2つ目、また総合案内業務という、昨年4月から行われなくなった理由、そして看板撤去の判断に至った経緯をお聞かせください。

3つ目、総合案内業務を担っていた昨年3月までと、その後業務が行われなくなった4月以降の新しい案内体制とで、行政側の人員配置、業務内容及び職員への指示、研修内容、引継ぎについて、それぞれ具体的にどのような変化があったのかをご説明ください。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 三宅議員の3項目め、総合案内の看板撤去の理由とその影響についてに関する1番目から3番目のご質問については、内容が関連しておりますのでまとめてお答えいたします。

自治体の総合案内業務は自治体により異なりますが、住民の各種手続の受付、各種証明書の交付、電話や窓口での問合せに対応、情報提供などがあります。そのほかに、複数の課にまたがる手続や各種証明書の交付を一元的にできるワンストップ窓口サービスを実施している自治体もあります。

本町においては、令和6年3月まで総合案内があり、派遣会社が登録しているスタッフを総合案内担当として住民課に配置、業務を行っております。業務内容は、来庁される方から会議場所や手続などの問合せに対し、担当部署への案内や、要望があれば、広報紙やごみ収集計画表、公共交通マップなどをお渡ししています。これらの業務は、総合案内担当が配置される以前も住民課職員において対応しており、令和6年4月から総合案内担当は配置しておりませんが、以前と同様に来庁される方を適切にご案内しております。

住民課では、平成27年度からワンストップ窓口サービスの一環として、税務証明書の交付のみを住民課の窓口において行っております。しかし、税務証明書を申請する際、税証明の所得や評価額の問合せは住民課の窓口では対応できないため、税務課の窓口に案内していること、マイナンバーカードの保険証利用や電子証明書の更新のため住民課の窓口に来られる方が増加しており、税務証明書を受領するまでに時間を要していることがあります、サービスの低下が見受けられました。

このことから、住民サービスの向上のため、税務証明書の交付は、所管課である税務課の窓口において行っており、総合案内担当の配置とワンストップ窓口サービスを廃止したため、総合窓口のサインを撤去したものでございます。

住民課の職員数は、令和5年度と比べ、令和6年度は総合案内担当職員がいないため減少しております。業務内容は、税務証明書の交付がなくなったこと以外は変わっていないため、職員の事務引継など問題となることはありません。

今後は、デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、自治体の行政手続の効率化と住民の利便性の向上を図るため、ワンストップサービスに代わり、行政手続のオンライン化や業務最適化を図るデジタル技術の利用などを推進してまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番議員 三宅でございます。

再質問させていただきます。

町の答弁は、ワンストップ窓口サービスの廃止、複数の手続やサービスを1か所でまとめて、また一連の流れとして一度で完了するというこのワンストップ窓口サービス、これを理由としていますが、私の質問の本質は、このサービスの内容の是非ではなく、総合案内というこの看板が担う来庁者への案内、誘導機能の継続的必要性についてです。行政側の判断は機能の廃止に基づくものですが、私が問題としているのは、看板の持つ情報提供の役割が失われたことによる住民への影響ということなんです。

この論点のずれを埋める形で再質問させていただきます。

私の認識では、総合案内や総合窓口というこの看板が持つ役割というのは、ワンストップ窓口サービスの実施の有無は区別して考えるべきと申し上げたい。看板の役割を明確化したいというものなので、この総合案内の看板が担う本来の役割というのは、特定のサービス、この税務証明書のワンストップ交付というようなものをお聞きしましたけれども、これを実施することではなくて、来庁された住民の方々がどの課に行けばよいのか分からぬという不安を解消し、迷わず目的の部署への的確に誘導することにあります。何もコンシェルジュなんていうことを言っているわけではありません。専門的知識の有無の問題ではないということです。これは手続をワンストップで完了するかどうかに関わらず、全ての住民にとって必要不可欠な案内機能です。

2つ目、看板撤去の合理性への疑問ですが、仮に住民課での税務証明書交付、ワンストップの一環ですね、これを廃止したとしても、来庁者に対する総合的な案内機能の必要性は一切失われていません。むしろ窓口が分散することで、この案内機能はこれまで以上に重要になります。ワンストップサービスが廃止されたからといって、来庁者を案内する拠点そのものを示す看板を撤去することは、住民にとって大きな不便を生じさせます。看板を撤去することは、当役場は住民に道案内をすることをやめたといった誤ったメッセージを送ることにもなりかねません。

町が令和6年4月以降も以前と同様に来庁される方を適切にご案内しており、業務内容は、税務証明書の交付がなくなったこと以外は変わっていないと答弁しています。この案内機能の継続を自ら認めているにもかかわらず、その看板だけを撤去した判断は、極めて住民サービスの観点から矛盾していると考えざるを得ません。

総合窓口の看板は、特定のサービス有無に関わらず、住民の皆さんをたらい回しにせず、目的の部署へ確実に導く案内機能、シンボルとして維持し、その機能を強化・明確化すべきと考え、もう一度総合案内の看板つけ直しが必要と考えますが、改めて見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 三宅議員の3項目め、総合案内の看板撤去の理由とその影響についての再質問についてお答えいたします。

議員1つ目の再質問、看板の役割の明確化については、総合案内業務の一つに、来訪された方に適切な窓口へ案内することがございます。町では、来訪者の方が窓口にお見えになる前に迷われている場合、住民課職員が積極的に寄り添い、お声をかけさせていただいており、訪問の目的を達成するために案内をいたしております。

2つ目の再質問、看板撤去の合理性への疑問については、来訪された方に適切な窓口へ案内することは重要であると認識しております。窓口を設置し、サインを掲示することは行政サービスの基盤として不可欠であり、適切な場所に設置することは業務の円滑化となります。

しかしながら、本庁舎は正面入り口から窓口までのロビーにスペースがなく、来訪者の方が総合案内窓口の前に滞留することがあり、その次の来訪者の方が目的の窓口まで行くのに時間を要しておりました。場所を整備することは手段であり、目的は行政サービス向上であります。場所と人は相互関係になりますが、人の力を最大限に発揮することが効果的であると考え、ロビーにおいて職員が適切な窓口へ案内しております。総合案内のサインを撤去後においても、職員の積極的なアプローチにより、目的の場所が分からぬなど意見は届いておりません。

今後も来訪者の方が訪問の目的を達成できるよう、より丁寧、確実に案内できる環境を維持してまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番議員 三宅でございます。

再々質問とさせていただきます。

これまでのご答弁で、看板撤去の判断がワンストップ窓口サービスの廃止や、庁舎の玄関から受付までが手狭なスペースにより、行列を解消する目的として看板を外したとおっしゃられました。しかし、私がここまで質問するのは、看板があった頃のほうが親切だったという町民の声があり、サービス低下の看板撤去が無関係ではないと感じたからこういう質問をさせていただいたわけなんです。このことは住民部長にももうすり合わせのなかお話をさせていただきました。

また、この住民サービス向上という目的意識に到底応えているとは思えないからこういった質問をさせていただくんですけれども、あと時間がありませんので、最後、こういったことを私が職員さんを責めるというつもりはありません。管理職である部長、課長を含む幹部、町民の切実なニーズに対する決定的な気づき、工夫、危機意識が足りているのかどうか……。

○議長（加藤雅浩君） 三宅議員は時間を過ぎましたので、発言を中止してください。

ここで暫時休憩といたします。11時35分より会議を再開いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） 7番議員 松原でございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問を大きく4項目について質問をさせていただきます。分割にてさせていただきます。

1項目め、「たのしいまちに」ということで、いろいろここを直したほうがいいんじゃないのというマイナス部分をゼロもしくはプラスにするとか、いろいろなことについてあるんですが、ゼロのことでプラスにするという、そういう部分で、楽しい方向でいけるといいかなと思いました、質問させていただきます。

1点目、ぎなんカラオケ大会を実施されてはどうかということで、町ではいろいろなイベントが行われております。町民運動会、それから野球とかソフトボール、バレー、各種スポーツ大会、文化系の講座や岐南フェスタなど、多くの町民の方々が参加され、楽しめています。

先般行われた岐南フェスタも、大盛況で大変盛り上がっていました。実行委員会の方々や出展された方、また出場された方、いろいろご披露された方等、感謝申し上げたいと思います。

以前の岐南フェスタにおいて、各小学校区でカラオケの優秀者、東と西と北小の小学校区で3人ずつ優秀な方を選んで、岐南フェスタで9人の方にご披露していただくという、そういうことが1回あったんですが、1回きりで、ただ歌っただけで、ちょっと天候の影響もあったんですけど、歌っただけで終わってしまったので、今、各サロン等でカラオケをやってみえるところも多くありますし、大してお金もからない部分もあるので、こういったものを生かして、毎年恒例にして、例えばですが、カラオケチャンピオンを選ぶという、そういうことをしても結構盛り上がると思われますが、お考えをお聞かせください。

近隣市町においては、NHKのど自慢大会を開催されるところもあり、岐南町が町制60周年の1年前に安八町は町制60周年をやられたときに、NHKのど自慢を呼ばれてやられていましたので、そのほかにも各務原で大会があつたりいろいろあるんで、町民の方もぜひ出場したいということで、予選に出られた方もあつたりもしましたの

で、そういったところで、結構盛り上がって楽しくなるんじゃないかなということでお考えをお尋ねします。

2点目、国際交流を兼ねた大会にされてはどうかということで、町内の在住の外国籍の方ですね、ここ数年で200人以上増えまして、今800人を超えてます。

以前に国際交流会議があったんですけど、予算も10万円ぐらいつけてあったんですけど、あのときはお相撲の関係でモンゴルのほうといろいろあったんですが、コロナ以降、ちょっと今停滞している状況で、町内にもこれだけ外国籍の方が増えているので、その会議のときにも私もちょっと発言させてもらったんですけど、その当時でも30か国以上の外国籍の方が町内に住んでみえたので、いろいろそういったところで交流があると、今グローバルな人材育成とかいろいろそういうこともありますから、岐南町の若い人も、今子供たちでもそういう海外に行って活躍する方もあるんじゃないかなと思いまして、そういったところで、身近なところでこのカラオケ大会で、外国籍の方も交えて文化交流をするといいかと思いますが、そのお考えをお尋ねします。

以上、1項目めでございます。

○議長（加藤雅浩君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 松原議員の1項目め、「たのしいまちに」の1番目のご質問、ぎなんカラオケ大会を実施されたらどうかと、2番目のご質問、国際交流を兼ねたぎなんカラオケ大会にされてはどうかについて、併せてお答えいたします。

町民参加型のカラオケ大会の開催につきましては、町民同士の交流や世代を超えた親睦を深める取組として、一定の効果が期待できるものと認識しております。特に高齢者の健康づくりや、若い世代の発表の場としての役割を果たす可能性もございます。

また、日本発祥のカラオケは世界各国で広がっており、町内在住の外国籍の方にとりましても、気軽に参加できる交流の場となり得るものと考えております。

議員ご提案の町民参加型カラオケ大会を、町が主体となって実施することにつきましては、人員の確保や経費の面で課題があることから、現時点では実施については考えておりません。

一方で、町内のカラオケサークルや地域団体が主体となって開催される場合には、参加者の希望や特性を踏まえた、より柔軟な楽しいイベントとなると考えており、町民の交流や親睦を深める場として大変意義深いものと認識しております。

さらに、多文化共生の観点からも、町内在住の外国籍の方が参加できる大会であれば、本町の提案型協働事業補助金の活用を検討していただき、その後、補助金審査会を経て事業採択となれば、町が支援することもできると考えております。

町いたしましては、地域団体の皆様が主体となって企画・運営される場合には、

必要に応じて助言や情報提供などを行いながら、町民交流の促進や多文化共生の実現へとつながる取組を支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） ご答弁ありがとうございました。

町民の方でもそういったご意見、お考えをお持ちの方があるので、ぜひやれる方向で今の補助メニュー等あれば利用して、楽しい町にしたいと思います。

続きまして、2項目め、町の公共交通をどうしていくかで、バス、タクシーの関係ですけど、先ほど三宅議員がかなり深く掘り下げてやっていただいたので、私の方は町民から直接聞かれたこと等ですね、その部分だけ質問させていただきます。

1点目、コミュニティバスの今後の運用をどのようにしていかれるのかということで、町民の方々からコミュニティバスについて、バスを廃止するんじゃないのか、いつまで走っているのと今でもよく聞かれます。

免許返納者が増加していく状況で、今後増えてきますね、現在利用している方や今後の移動手段について不安に思っている方は残してほしいと思われていますが、逆に後藤町長が立候補時にバス廃止をうたわれて賛同されて、廃止と言ったから投票された方ももちろんあります、そういう方から、何でまだ走ってるんやと聞かれたりもしています。

先般、岐南町公共交通ワークショップが各地域3会場で行われました。

私は3回目のやすらぎ苑であったときに参加しましたが、このときの内容が、バスとタクシーで年間おおよそ4,000万ほどかかっているものの、有効活用を考える内容だったので、どのような形になることを目指しているのか、これもやる方向の話で、お金の有効利用ということであったので、実際やっていくに当たっても、今の契約の期限まではこのままでいかれるのか、多く聞かれているのでお尋ねします。

2点目、コミュニティタクシーの今後の運用をどのようにしていかれるのか。

岐南町以外、日本全国で、ほかの町ではコミュニティバスを廃止してコミュニティタクシーを充実する、ドア・ツー・ドアとか町の外に大きい病院があるときはそこだけは行く、今実際、岐南町も松波病院に行ってているわけですが、そういったところもありますが、岐南町においては、バスとの兼ね合いもあると思いますが、どのようにされるのかお尋ねします。

以上2項目めです。

○議長（加藤雅浩君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 松原議員の2項目め、町の公共交通をどうしていくのかの1番目のご質問、コミュニティバスの今後の運用をどうしていかれるのか、2番

目のご質問、コミュニティタクシーの今後の運用をどのようにしていかれるのかについては、関連がございますので併せてお答えいたします。

議員のご質問にあります岐南町公共交通ワークショップでは、多世代の方にご参加いただき、世代ごとの異なるニーズや目的に合わせた公共交通の役割について、グループワーク形式で議論しました。

グループワークでは、高齢者の外出支援としての買物や通院や、若い世代の通勤・通学など、具体的なニーズに合わせた様々な意見が出され、持続的な公共交通を実現するために現実的かつバランスを考えた将来の公共交通について、グループごとに意見をまとめました。

ワークショップの意見でもありましたが、コミュニティバスとコミュニティタクシーは運行方式が異なり、利用するシーンも世代や目的に合わせて大きく変わります。そのため、ワークショップの報告書や利用実績、昨年度実施した高齢者アンケートを基に、最適な公共交通の在り方について検討してまいりたいと考えております。

現時点で、コミュニティバスの次年度の運行につきましては、今後の予算編成の過程で検討していくことになりますが、契約満了を待たずに廃止することは想定しておりません。

なお、今後の在り方につきましては、令和7年度第2回岐南町公共交通会議、岐南町地域公共交通活性化協議会において、ワークショップの報告とともにお諮りした上で、その結果については広報紙やホームページを通じてお示ししてまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） 続きまして、3項目め、羽栗グラウンドを使いややすくということで質問をさせていただきます。

除草などグラウンドの整備をしっかりとやっていくべきではないかというところで、羽栗グラウンドの整備について、以前にも質問をさせていただいておりますが、およそ半分の笠松町の分を岐南町が買い取り、これ2億以上でしたね、たしかね、岐南町のみの管理となり、野球やサッカー、またグラウンドゴルフ、それからテニスコートにおいてはテニスですね、池やちょっとした遊具もあって、スポーツを楽しむ、また散歩コースの休憩する場所や小さい子を連れた家族の憩いの場にもなっています。

利用者の方からよくお聞きするのですが、トイレの洋式化と増設、基本的には団体が使うところなので、今が和式ワンセットあるだけですね。

雑草の除去についてです。

トイレについては先般ご説明があって、洋式化するなど伺っており、これについて

はよいと思いますが、除草については、先ほど廣瀬議員も質問されていましたが、場所もどこに限らず草の成長がすごいので、除草については競技がやりにくい、例えばスポーツ少年団ですね、野球をされておられる監督・コーチの方からもご意見を頂戴したんですが、練習試合で対戦相手が来るまでの間に、グラウンド内にも内野の中ですね、ダイヤモンドの中に草が多少生えているので、それを引いておられたり、また、特に今現状を見られたら分かりますが、困っているのが、野球をやるときの1・2塁間の内野部分まで雑草が進行しております。そういうときにちょうどセカンド守備位置に当たるので、内野ゴロのときにイレギュラーバウンドして、けがの危険性があったり、また1塁から2塁、走塁時に足を引っかけるなど、そういうけがのもとになる危険性が十分あるので。

それと、実際以前にあったんですが、幼児連れた方が保護者と一緒に普通に遊んでみえた方が、グラウンド北側のほうに側溝が1本だけ走っているところがあって、あれはグレーチングで蓋をしてあるところが2か所か3か所ぐらいしかなくて、ほとんどが空けてあるので、そういうときに草がいっぱい生えていて、側溝がその子供さんが分かりにくくて、走っていてそこではまってちょっとけがしたということで、町には何も報告はしていないと言われたんですけど、そういうところで、きっとその草を刈ってあって側溝もしっかりと分かっていれば、そういうことがないということなので、除草作業ですね、上っ面草刈りだけじゃなくて、ちゃんと除草作業をされるべきだと思いますが、それについてお考えをお尋ねします。

2点目、町内の貴重なグラウンドであるので、町民グラウンドというのは一応あるんですけど、堤防を越えて笠松町の敷地内なんですね。国交省の管轄でお借りしている形ですが、そのトイレとかいろいろ整備はしたんですが、町の中にある貴重な広い場所、グラウンドであるので、これをしっかりとやっぱり活用できるように、今後の運用方針についてどのようにお尋ねをします。

町民グラウンドは河川敷の今言いました町外にあるので、町の中にあり、いろいろな用途に使える可能性がかなり高いということで、広い場所ということで、この活用方法についてお考えをお尋ねします。

以上3項目めです。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 松原議員の3項目め、羽栗グラウンドを使いやさくの1番目のご質問、除草などグラウンドの整備をしっかりとやっていくべきではないか、についてお答えいたします。

町は、利用者の方が安心・安全かつ快適に利用できるよう、公共施設の維持管理に

努めなければならぬと考えています。

岐南町羽栗社会体育施設においては、屋外トイレの清掃作業を年120時間、樹木の剪定作業を年1回、噴水池、徒渉池の清掃作業を年4回、グラウンド内と噴水池周囲の草刈りを年5回、グラウンド周囲の草刈りを年3回、専門業者へ外部委託し、施設の維持管理を行っています。

草刈りの時期につきましては、各種スポーツ大会の直前や、雑草の生育状況を注視しながら、限られた予算の中で適切な時期に行っている状況でございます。

次に、2番目のご質問、町内の貴重なグラウンドであるので、活用できるよう今後の運用方針はどのようにお尋ねする、についてお答えいたします。

本施設は、地域住民の心身の健全な発達及び健康増進並びに体育、レクリエーション、その他の行事に供することを目的に設置しております。

現在、運動場では、野球やサッカーのスポーツ少年団やグラウンドゴルフなどを楽しむ高齢者まで幅広い世代の方が利用されており、また公園や噴水池は地域住民が寄り添う場として利用されております。

そのほかに、災害廃棄物処理計画においては、長期間災害廃棄物を保管する仮置場の候補地として、岐阜県境川流域整備計画では、雨水貯留の可能な施設として役割を担っております。

笠松町の土地を購入したことにより、現在の機能が維持でき、また施設を管理する上での意思決定は本町単独で行えるようになりました。今年度、新たに洋式トイレを2基設置することもその一つであります。引き続き、利用者の方が安心・安全かつ快適に利用できるよう、努めてまいります。

現在、本施設の新たな活用や運用方針につきましては決まっておりませんが、将来的な転用の可能性も視野に入れ、本町の様々な課題解決や地域創生にもつながる大変有益な経営資源であると考えておりますので、町の活性化や幅広い世代の使用が図れるよう調査・研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） 続きまして、最後4項目めでございます。

災害対応をいうところで、先ほどの広瀬議員も触れられたところもちょっと関わっておりますが、水害被害が全国的に増える中、排水路のさらなる整備をしておくべきではないでしょうか。

相変わらず全国各地でゲリラ豪雨や線状降水帯、台風などの影響で大きな被害が出ております。岐南町においてもそうなれば例外ではなく、同じような、またそれ以上の被害になるかもしれません。

本年においても7月17日の大雨時に、大雨が降ったときですね、警報が出されて、中学校に保護者の方がお迎えに行かれた際に、グラウンドに車を乗り入れたところ、タイヤの半分近くまで水かさがあったそうで、大変不安な思いをされたそうです。

そこからまた南のほう、笠松競馬厩舎、厩舎がありますけど、厩舎近辺ですね、あの辺り、それから笠松の円城寺のところまでいつも水につかるところですけれども、笠松町は貯留池の設置もされました、やはりつかってしまうというね。円城寺近辺でも道路が冠水状態で危険な状況がありました。

岐南町においては、市街化区域が大半を占め、住宅や会社、店舗、工場などが増えて、降雨時に、雨が降ったときにですね、雨水が結局染み込む田んぼや畠というのが減っておりますので、排水路に集中して流れることになりますので、そういったことで少しでもあふれる危険がないように、障害となる土砂や草とか木、草が今成長して木になっているところもあります。こういったところを常日頃より除去しておくべきであると思いますが、現状は自治会長らが申請して、また予算の都合とかいろいろ事情はあるかもしれません、時機を見て行うというふうにお答えもいただいているそうですが、実際大雨というのはいつ来るかというのは分からないので、やっぱり常日頃きれいな状態にしておくべきであると思いますが、改善のお考えがあるのかお尋ねします。

2点目、防災拠点とにぎわい拠点を兼ねる、防災道の駅を設置するとよいと思われますが、これについてのお考えをお尋ねします。

以前に、数年前ですけれども、にぎわいの拠点づくりということで、予算1,000万ほど組んで調査・研究されましたが、それはそのまま、私もどうなったかちょっとよく分からんのですが、周知のとおり、岐南町は東西南北全てにおいて通行するのに都合がよく、交通の便がいいですよね。おんさい広場など本当ににぎわっておるんですが、そこにおいてもほかの地域、愛知県とかですね、多く見えて渋滞が発生するなどにぎわっています。

国においては人口減少が続き、年間約90万人ぐらい今減っていますかね。今後もそのような傾向で岐南町においても、今までそういった利便性というか地の利もあって、人口も税収も増加傾向でよかったです、と思われますが、今後においてはもう例外なく人口減となっていくと予想されますので、そこで例えばですが、同じ岐阜県の大野町ですね、大野町の道の駅パレットピアおおののよう、平常時はにぎわいの拠点で、非常時、もしものときですね、地域の安全・安心の元となる防災の拠点としての防災道の駅をつくると、一石二鳥以上の効果があると思われますが、町のお考えをお聞かせください。

例えばですが、笠松競馬場厩舎跡地も、もちろん地主の方の意向もありますが、こういった面積があるところ、それから笠松町や、またこの地域全体を含めた構想としてどうお考えかお尋ねします。

以上4項目めです。

○議長（加藤雅浩君）　板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君）　松原議員の4項目め、災害対応の1番目のご質問、水害被害が全国的に増える中、排水路のさらなる整備をしておくべきではないでしょうか、についてお答えいたします。

議員のご質問のとおり、排水路に土砂や草木が堆積すると、急激に降った雨を幹線排水路へ速やかに誘導できず、道路冠水などの交通障害を引き起こします。そのため、排水路が正常に機能するためには、土砂や草木といった障害物を適切に除去し、排水路自体の流下機能を確保することが不可欠でございます。

これらを未然に防ぐためには、定期的かつ計画的な清掃が必要です。

町では、各自治会からの要望を受け、堆積が清掃基準を超えた排水路については清掃を実施しておりますが、予算に限りがございますので、全ての要望にお答えすることができないのが現状でございます。

水害被害を減らすには、町が行う排水路の整備などハード対策に加え、町と地域住民とによる点検や清掃といったソフト対策も併せて進めることが重要となってまいります。

水災害の被害軽減のため、引き続きハード対策を推進するとともに、排水路の水路の管理に柔軟に対応できる体制づくりに努め、地域にお住まいの皆様のご協力の下、排水路の機能維持に努めてまいります。

続きまして、2番目のご質問、防災拠点とにぎわい拠点を兼ねる防災道の駅などを設置するとよいと思われるが、これについて考え方についてお答えをいたします。

円城寺厩舎跡地の利活用につきましては、令和5年度に実施した調査・研究業務を踏まえ、令和6年度も公益社団法人岐阜県都市整備協会に委託し、現地踏査、実態調査、市街地環境調査等を行ってまいりました。これらの調査結果を基に、複数のまちづくり方針案を整理したところでございます。

議員ご提案の防災道の駅につきましては、地域の安全・安心の拠点としての視点に加え、にぎわい創出の観点も含まれており、まちづくりの可能性として一定の意義があるものと認識いたしております。

しかしながら、防災道の駅として国に選定されるためには、都道府県の地域防災計画等において、広域的な防災拠点として位置づけられていることが前提であり、加え

て、防災時に必要な耐震化などの機能を備えた業務継続可能な施設であること、支援活動用の駐車場が2,500平米以上確保できることなど、複数の要件を満たす必要がございます。

円城寺厩舎跡地については、現時点での浸水対策や市街化調整区域の課題など、技術的、制度的な課題が多く存在しており、これらを解決しない限り、道の駅としての整備が極めて困難であると認識いたしております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） ここで昼食のため、暫時休憩といたします。午後1時10分より再開いたします。

午後1時10分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 10番 小島でございます。

通告してありますから、大きく3項目ほど質問させていただきます。

質問に当たり、ちょっと行政のほうに1つ苦情を言います。

私が質問書を出したにもかかわらず、何ら答弁書が来ていないんです。いまだかつてこんなことはあり得ないです。よろしく、以後そういうことのないように。

ごみ有料化及びごみ自己搬入は民意が反映されているかということで、3校下で開催されたごみ有料化問題は、住民にとって重大で大切な説明会がありました。負担を強いる住民説明会に町のトップが出なかったことは、多くの住民に不満がありました。その説明会に一度も出なかった理由は何か。また、ごみ自己搬入は様々な住民のことを十分に考慮されていないと判断しております。住民目線ではなく、業者目線で決めたと言われても過言ではありません。この決定は明らかに弱者軽視であり、高齢者や車のない人、障害等のある人たちには到底承服できる措置ではありません。

また、搬入場所の選定についても、十分に距離や待ち時間、安全面等を調査し決定したのか、これらについての見解をお願いいたします。

○議長（加藤雅浩君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 小島議員のご質問についてお答えをいたします。

ごみ有料化及び自己搬入施設の導入につきましては、町民の皆様にとって非常に重要な制度であることを十分に認識し、これまで丁寧な説明と意見聴取を重ねてまいりました。

一部で町長が説明会に出席しなかったとのご指摘があるとのことですが、行政運営

におきましては、誰が出席したかではなく、どれだけ正確に、そして責任を持って説明をされたかが最も重要であると考えておりますことから、制度設計や運用の細部については専門的知見を要するため、町長ではなく、最も説明責任を果たせる担当部局が対応することを選択したものでございます。

搬入場所の選定につきましても、利便性や安全性、交通動線、近隣環境を総合的に勘案し、最も合理的な判断を行いました。根拠を欠く臆測や誤解が一部に広がっておりますが、本件はあくまで客観的データと安全基準に基づく行政判断であり、恣意的な要素は一切ございません。

町いたしましては、今後も住民の皆様からの意見を尊重しながら、制度の円滑な運用と公平な負担の実現に向けて粘り強く取り組んでまいります。以上でございます。

詳細につきましては、担当部長よりお答えをさせていただきます。

○議長（加藤雅浩君）　板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君）　小島議員の1項目め、ごみ有料化についてご質問、ごみ有料化及び自己搬入は民意が反映されているかについてお答えいたします。

まず、自己搬入施設を設置する理由について説明いたします。

自己搬入施設は、ごみの有料化を実施するに当たり適正な計量を行うこと、近隣の市町や事業所からの本来流入すべきではないごみの流入を抑制すること、環境美化監視員や自治会の負担を軽減すること、そして少子高齢化に伴う人手不足の中でも収集業務を安定的に運用できるようにすることを目的といたしております。粗大ごみ等の出し方を町内1か所の拠点回収へ集約する改革は、持続可能な廃棄物処理を実現するための重要な取組であると認識いたしております。

ただし、高齢者や障害者など移動が困難な世帯には影響が出るおそれがあるため、支援策を講じます。具体的には、町の一般廃棄物収集運搬許可業者で行っている訪問収集について、高齢者のみの世帯や要介護者、障害者を含む世帯が依頼された場合に、収集運搬費の一部を助成する予定です。助成に関する要綱は現在策定中で、申請手続は可能な限り簡素化する予定としております。

事業は令和8年度予算に計上し、令和8年4月から開始する見込みです。運用開始後も状況を継続的に点検し、必要に応じて予算や体制を調整いたします。

自己搬入施設の立地については、町の東西のほぼ中心で、既に利用の多いエコストーションに近く、付近に住宅も少ないため利用しやすいと判断いたしました。

安全面では、開設時間を午前9時から午後2時までとし、岐南中学校の通学時間を避ける配慮をしております。さらに、予約制を導入して周辺道路の混雑を抑える運用としています。

最後に、本制度は持続可能な廃棄物処理と町民の利便性を両立させることを目指しております。高齢者、障害者を含む全ての町民が公平に恩恵を受けられるよう、周知、手続の簡素化、適切な支援を行い、運用後も見直しを続けてまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 再質問させていただきます。

今の町長の答弁を皆さん聞かれましたか。住民に対して時間、労力、費用を負担させるのに出ない。誰が出ても、そういう問題ではなく、担当がしゃべればいいと、そういう問題ではないんですね。たとえ担当がしゃべっても、町長はおるべきですよ。

笠松の例を見てください。全て町長が話したと聞いています。

出ない。これだけの大がかりな。今聞いていましたが、やはり町長の責務としては、出席して、求められた質問に対して説明責任を果たすってことがまず第一なんですよ。それが町長に与えられた責務なんですよ。それを自ら放棄しているんです。何を言っているんだ、さっきのあの答弁は。意味が分かりませんわ。町長としての資質に問題があると思っておりますが、そのところしっかりと自問自答していただいて、大変な説明会には自ら出席して説明をする、もしそれが嫌なら担当に聞いて、住民の皆さんのお意見を聞く、それぐらいの度量がなければどうするんですか。

だからこれは、自ら自分の責務を放棄しているってことになるんですよ。これについてはどう考えておられるか、再度お聞きします。

そして、基盤整備部長の話なんですが、立地についてほぼ中央、そうですか。東西では中央です。南北はどうですか。一番南です。中央ですか。ちょっとその言い訳もおかしい。南はもう笠松です。

そして、東から来る人はアンダーパスをくぐって上へ来る。南側に、すみませんが、モーテルがあります。あそこは、アンダーパスを通ってくると曲がれないんです、北から南へ走っていく車が。側道があるもんで、北から南へ走っていく車は、ああ、車がいないんだと思って、ぴゅうって走っていくんですよ。僕も何回もぶつかりかけましたが、そういう危険な地帯なんですよ。

通学路を外してくれたというのは、これはよかったですと思っておりますが、しかしあのアンダーパス、東から来る人は狭いんですね。車1台が通れる、それが精いっぱいです。果たしてあそこがよかったですかどうかという、町民の利便性を考えてああだこうだという話が、うんちくがありました、町民の利便性を考えるんだったら今までどおりでいいですか。

不法投棄が多い、これがあるんだったらガードマンに頼んで1日か2日間、24時間

体制で見守ってもらえば、そのほうがはるかに費用は済みますよ。

住民も近くに捨てられる、こんないいことはないです。だから若い人はいいんですが、高齢者の方々、先ほど言いましたが障害者の方々はどうやってあそこまで運んで行くんですか。僕はこうやって言ったら、慌てて広報に半額負担しますようなことを出してきましたが、そんなことじゃないんですね。大変なんですよ、持っていくのは。そうしたら、費用まで出していただければ取りに来ます、それでは町民を苦しめるだけじゃないですか。町民の利便性を考えるんやったら、もう少し町民のため、住民のためにどうしたらいいかということを考えるべきですよ。

だから一番いいのは、元どおりにしていただいて、ガードマンも雇っていただいて、24時間体制で見守ってもらえば、それで済むんじゃないですか。自治会員とか、あるいは環境美化の人ではなくして。投入場所よりもはるかには経費は削減できます。そういうことを考えないんですよ。町民の利便性ということを考えるなら、そこら辺のところはしっかりと考えてみてほしかったです。

そういうことを含めて、もう少し板橋部長、町民の利便性を考えたらどうしたらいかと考えつかなかつたかどうか、お聞きします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 小島議員の再質問についてお答えをいたします。

小島議員さんのお考え、ご意見は承知をいたしました。

ただ、私の判断は先ほどお答えしたとおりでございますし、私といたしましても、住民の皆様からの意見を尊重しながら、制度の円滑な運用と公平な負担の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 小島議員の1項目めの再質問、町民の利便性についてお答えいたします。

10月から始まりました自己搬入施設につきましては、火曜日、木曜日と第2、第4土曜日に開設することで運用いたしております。小島議員ご指摘のように、土曜日もお仕事をされる方が多く、月に1度でも日曜日に開設することで、より住民の方の利便性が図れるかとは思います。

しかしながら、自己搬入施設の運営は株式会社高島衛生が行っており、職員の方のライフバランスにも関わることですので、住民の方の利便性を図りつつ、株式会社高島衛生の負担も考慮しながら協議を行っていきたいと思います。

また、自己搬入施設等の持つてこられた方の荷下ろしの手伝い等につきまして、基本的には自分で車両から下ろしていただくことにしております。ただし、ご自身が車

に乗ったまま職員が全て下ろすというようなことはございません。それは、職員が荷下ろしを手伝う際に、車に傷をつけてしまい弁償しなければならないような、そういう事態も考えるからでございます。

また、車両から下ろす際に、ごみではないものも併せて下ろしてしまう可能性を防ぐため、荷下ろしについてはご自分で行っていただくということでお願いしております。ただし、搬入したごみが重いものや大きなもので、ご自身だけの力で下ろせないような場合については、職員にお声かけをしていただければ、一緒に下ろすなど手伝うことは可能でございます。

そういう面で、住民の方に少しでも寄り添いながら、ごみの有料化事業について実施してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 議長の許可を得ましたので、再々質問をさせていただきます。

先ほどの町長の答弁ですね、先ほど述べたと同じ判断ですと、それでいいんですか。住民説明会って年に何回あるんですか。そういう大きな説明会に出席しない、そういう判断を持っていると、これは住民に背を向けたことになるんですよ。

先ほども言いましたが、住民に負担をかける、費用をね、時間も労力もかける、そういうお願いをしなければならないときに、私は出なくともいい、こんな町長がおりますか。先ほど笠松の町長のことも言いましたが、自ら説明していますよ。年に1回あるかないかの住民説明会に私が出なくともいいと、何ですかそれは。やはり議員と違いますから、議員のつもりでおったら駄目なんですよ、町長ですからね。住民にしっかりと説明して、住民に納得できるような説明、10人おれば10人同じ答えではないんですが、やはり町長が来て説明してくれたと、ある程度は納得したで仕方がないかというなら仕方がないんですが、出ない。どう見てもおかしい。もう一度返答をお願いします。

○議長（加藤雅浩君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 小島議員の再々質問についてお答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、小島議員のお考えとご意見は承知をしております。ただし、私の判断は先ほどお答えしたとおりでございます。ご理解いただきますように、よろしくお願ひを申し上げます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 2番目の質問です。

朝礼5分の件と庁舎内の現状ということです。新聞にも取り上げられましたが、こ

これは村山前議員も質問しておりました。この5分の件ですが、なぜ当事者である私に聞かなかったのか、まずそれを伺いたいと思っております。

また、朝礼5分の件、誰が令和3年3月1日と決めつけたのか、この日付は間違っております。働かないで得た労働対価は、住民の税金を搾取したことになります。この行為は許されるものではありません。詳細に調査して答えてもらいたいと思っております。

そして、役場の中は壁に耳あり障子に目ありで、まさに疑心暗鬼の状態。このような状態で仕事ができるかどうか、この2点をお聞きします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 小島議員の2項目め、朝礼5分の件と庁舎内の現状の1番目のご質問、町の対応を決定する前に、当時町長であった私に聞き取りをしなかったのはなぜかについてお答えをいたします。

今回の朝礼に関する時間外手当の遡及支給の決定は、町における給与の支給事務及び過去の勤務実態に基づく手当の支給決定として、現在の町長の権限に属する事務として適正に行われたものでございます。

朝礼の実施命令につきましては、前町長時代のものであっても、その命令によって生じた労働時間の管理と手当支給の義務は、地方公共団体である町が負うべき責任でございます。給与に関する法令の解釈や支給の決定は、現在の町長が適正な法令の運用と財政上の責任に基づいて行うべきものであり、前町長の同意や意見には法的な拘束力はありません。したがいまして、今回の手当を支給する決定について、命令を出された前町長個人に法的に聞き取りや相談をする必要は一切ないと判断をいたしました。

2番目のご質問、朝礼実施を令和3年3月1日からとしたのは誤りではないか、詳細な調査をした上で朝礼開始日を問うについてお答えをいたします。

令和3年3月1日から手当支給が誤りではないかというご指摘につきまして、結論から申し上げますと、手当の支給開始日に誤りはございません。

これは前町長が令和3年2月26日金曜日の部長会議において、全部長に対し朝礼については8時25分から必ずやるようにと命令が出され、その後の課長会議において職員へ伝達され、翌週の3月1日月曜日からその朝礼が実施されました。なお、この件につきましての証拠として、当時の部長会議の資料がございます。

労働基準法における労働時間につきましては、使用者の指揮命令下に置かれている時間と定義されております。職員が、3月1日の朝から前町長の命令に基づき朝礼に参加した時点で、その5分間は前町長の指揮命令下に置かれた労働時間として労働基

準法の規定が適用されます。したがいまして、命令に基づく朝礼が実際に開始された3月1日をもって、時間外手当の支給対象となる労働時間が発生したと判断するのが法令の適正な解釈でございます。

また、今回の遡及支給は、過去の実態として行われた労働に対する未払いの時間外手当を適正に支払うものであり、これは法令遵守と財政上の責任を果たすための措置でございます。決して住民の税金を不当に支出するものではございません。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 小島議員の2項目め、朝礼の5分の件と庁舎内の現状の3番目のご質問、役場の職場環境が疑心暗鬼を生じる状況になっていないかについてお答えをいたします。

私はそのような状況にはなっていないと考えています。就任以来、私はむしろ閉ざされた組織の空気を少しずつ変えて、対話と信頼を大切にする職場づくりを進めてまいりました。職員一人一人の声をしっかりと聞くため、就任直後から全職員との個別面談も行いましたし、これまでに私自身と職員との対話の機会を大切にするだけでなく、コンプライアンス委員会をはじめ、管理職と部下のワン・オン・ワンなど、職員同士の対話の機会を設ける取組も進めてまいりました。

また、総務人事課の設置や職員研修の見直しなど、働く環境の改善や意識改革にも力を入れております。

さらに、現在は行動指針の策定を目標に、組織理念の形成を進めている最中であり、職員一人一人が同じ方向を向き、互いに尊重しながら行動できる組織づくりを進めています。

こうした取組の根底には、職員が安心して働く職場をつくりたいという私自身の強い思いがあります。そして、それは職員一人一人の願いでもあります。不安や圧力を感じることなく、誰もが自分の考えを伝えられる、互いの違いを認め合いながら、町の未来に向かって力を合わせていける、そのような信頼関係のある職場こそが、住民の皆さんに対しても誠実な行政を届けられるというふうに考えています。その中で、これまでの慣行や関係性を見直す取組を進めておりますので、変化に対して戸惑いや誤解が生まれることもあるかもしれません。ただ、それは新しい形へと組織が移っていく過程の一部であり、疑心暗鬼という言葉で片づけられるものではないと感じています。

私はこれからも透明性、公平性、そして対話を重視し、誰もが安心して意見を言える職場を目指していきます。町民の皆様の信頼に応えるためにも、根拠のない臆測で

ではなく、行動と成果で評価していただけるよう、これからも誠実に町政運営を進めてまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番 (小島英雄君)

それで、今の総務部長の話、誤りはない。何を言っているんですか。

私が赴任したのは令和2年11月16日、12月3日からコロナが始まりました。そんな状況の中で、2か月しかたってないときに、2月の部長会議のとき言いましたかね、そんなこと。

ヒントを差し上げています。令和4年です。自分で調べてください。そんなむちやくちやなことを言ったら駄目です。それなら見せてくださいよ、議事録。議事録を見てください。部長全員おって、総務課長が議事録を取っていました。令和4年です。はっきり言っておきます。少なくとも10か月は余分に取っているってことです。

そして、これを導入したのは、僕が赴任したときにまだ寒かったんですが、まだまだ、そのことはよく覚えてくださいよ。前副町長だったんですよ。傍島副町長だったんじゃないんですよ。坂口副町長のときですよ。

そのコロナの忙しいときに、2月になってもすごく忙しかったです。コロナをどうしたらいいか、対策、1本の注射をもらうにはどうしたらいいかと部長会議でしゃべっていたじゃないですか。そんなときに僕の話をしますか。

これを導入したいきさつは、僕は本当に8時25分に来るんですね、大体。そうすると、玄関でみんな待っているんですよ。だから、暑いときも寒いときもという言葉も入れました。そういう住民のために玄関を開けてやってくれと。電話も8時半になつたら取ってくれと。8時半になつたら対応してくれと。遅刻して来る職員がおるか

ら、これはできるだけ5分前にやってほしいというのを願いで、5分前のお願いをしたいと。本来ならば、民間だったら20分前にやるのが普通だけれども、君らは公務員だからそこまで言えないから、せめて5分前で導入してほしいと部長会議したら、誰も反対なかった。命令、命令と盛んに言っていましたが、一人でも反対したら、僕はこれはいいと言ったの。

○議長（加藤雅浩君）

---

---

---

○10番（小島英雄君）

---

---

---

---

---

○議長（加藤雅浩君）――――――――――――――――――――――――――――――

○10番（小島英雄君）――――――――――――――――――――――――――――

○議長（加藤雅浩君）――――――――――――――――――――――

○10番（小島英雄君）――――――――――――――――――

○議長（加藤雅浩君）――――――

○10番（小島英雄君）――――――――――――――――――――――

○議長（加藤雅浩君）――――――――――――――――――――――――――――――

## ○10番（小島英雄君）

○議長（加藤雅浩君）――――――――――――――――――――――

# ○10番（小島英雄君）————

○議長（加藤雅浩君）――――――――――――――――――――

○10番(小島英雄君) \_\_\_\_\_

○議長（加藤雅浩君） 一回ちょっと暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時51分 再開

○議長（加藤雅浩君） 会議を再開いたします。

10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君）

○議長（加藤雅浩君）――――

○10番（小島英雄君）

○議長（加藤雅浩君） 服部貴司總務部長。

○総務部長（服部貴司君） 小島議員の再質問についてお答えのほうをさせていただきます。

指揮命令の意図ということで、労働基準法に基づく使用者の指揮命令というのは、これは発言者の主観的な意図ではなく、発言の客観的な内容とそれを受けた職員の行動への影響によって判断されると記されております。

つまり、コロナで外で待っている住民の方を寒いからということで中に入れるため

の、そういう主観的な意図で表明されたとしても、これは指揮命令にならないと。つまり、組織のトップから全職員に対し、特定の時刻に特定の行動を義務づけた発言が要は指揮命令下になりますので、これは先ほど申しましたとおり、令和3年2月26日の部長会議の資料の中で残っております。これについては手続を踏んでいただければお示しをすることができるかと思います。

ですので、客観的、法的には、この使用者の指揮命令下の行使については、この部長会議で、朝礼については8時25分から必ずやるようにというふうに言われたところがこの指揮命令の意図ということになりますので、よろしくお願ひをいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 何回言っても堂々巡りかもしれません、これは重大なことですので、まあまあでは済まされないんですよ。

なぜ副町長は答えないんですか。あなたのときですよ。服部部長は、まだ当時課長だったんだから詳細は知らないはずです。

ここにおる堀場部長、井上部長、三輪部長、この部長はおりました。そして安田部長。そうした中で話しているのに、客観的なことって何ですか。具体例を示しただけなんですよ。こういうことがあったから、住民のために入れてほしいと。寒いときも外に見える、暑いときも外に見える。僕は本当に、住民のためにどうやと言つて話した。だから5分前でも外で待つてみえるもんでも中に入れてほしいというのを始めたんですよ。何が客観的ですか。僕は具体的な例を示しているんですよ。

そういうことばっかりと、あるというのなら今でも見せてくださいよ。本当に誰がどう書いたのか。

傍島副町長、答えてくださいよ。あなたのときですよ。坂口副町長のときじゃないんですよ。令和4年3月までが坂口副町長で、あなたは令和4年4月から副町長なんですよ。だから、あなたのときに言ったんやから、少なくとも令和4年4月以降ですよ。1年は違うということですよ。令和3年ではないということですよ。なぜ言わないんですか。正直に言ってください、正直に。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） ただいまの小島議員の再々質問にお答えいたします。

部長会議の記録で残つておるのは、令和3年の2月26日の部長会議の記録で残つております。これは先ほど服部部長もお答えしたとおりです。その当時は、私は議会事務局長をしておりました。小島議員言われるように、副町長に就任したのは令和4年の4月1日からでございます。その前の令和3年の2月26日は議会事務局長でお

りました。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○ 10番（小島英雄君） 再々質問しかできませんので、次の質問に移りますが、くどいようですが、私が言ったのは正しいです。

3番、職員の処分についてですが、優秀な福祉部長、任期がまだあるにもかかわらず、働く意思があったにもかかわらず、――

また、実直で有能な中堅幹部を――――――懲戒処分を行いました。これは断じて許されない処分です。

事の発端は、私が町長在籍時、住民から仕事中テレビを見ている職員を注意するようについての通報が2回ほどありました。私を含め副町長以下、総務部長、課長と主幹の5人で話し合いの結果、議会中もテレビを見ているゆえに、議会に出ない主幹がそれを確認することになりました。通報どおり6人がテレビを見ていましたが、私、特に主幹ね、私、主幹の姿を見るなり退散しましたとその報告をもらいましたので、私も注意はせず、問題にしませんでした。

ところが、私が町長を辞任した後、この件が取り上げられ、業務上必要のない職員の報告行為、これだけの理由でパワハラと認定され、懲戒処分となりました。――

——問題なのは、その新聞に記載された当事者の職員談話として、前町長の命令とはいえハラスメントに認定され反省している。今後はしないとありました。その職員いわく一切取材を受けていません。記事に書いてある談話は言っていませんと私に述べました。

これも不可解な事案であり、————、これを明らかにするためにも真摯に答えてもらわなければなりません。

————

————

————

————

————

————

————

————

○議長（加藤雅浩君） 暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時07分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 小島議員の3項目め、職員の処分についての1番目のご質問、当時の福祉部長に対して、退職の強要、実質的な解雇と同じことが行われたのではないかについてお答えをいたします。

本件は、昨年度に退職された職員から公平委員会に対し、依願退職の取消しを求める審査請求がございました。当該審査請求に対し、羽島郡広域連合公平委員会において慎重に審理されました結果、本件審査請求を却下する旨の裁決がなされました。

町といたしましては、この公平委員会の裁決を受け、一連の対応が法令及び適正な行政手続に基づいて行われたものであることが客観的に判断されたものと認識しております。

議員ご質問の当該事案の詳細につきましては、本町といたしましても、ご本人より

同意を得ているとはいえるが、公の場でのプライバシーに関する発言をすることが、個人の名誉及び今後の生活、そして心情に大きな影響を与えることを懸念していることから、個々の経緯についての答弁については差し控えさせていただきます。

続いて、2番目のご質問、処分された職員の新聞掲載の談話について、当該職員は身に覚えがないと言っているが、町の見解を問うについてお答えをいたします。

本件につきましてもいろいろとご質問をいただきましたが、本人より同意を得られておりますのが新聞掲載の談話の部分のみでございますので、それ以上についての答弁は差し控えさせていただきます。

報道関係の懲戒処分を受けた職員の情報提供につきましては、職員の個人情報及び名誉、信条に最大限配慮し、氏名や個人の特定につながる詳細な事実は一切公表いたしておりません。そのため、報道機関が処分を受けた職員本人に直接取材を行うことが困難な状況でございます。ですので、町といたしまして、処分を言い渡した場に同席した総務課職員が、処分を受けた職員がその場で話した内容の趣旨を要約し、報道機関からの取材に対してお答えをしたものでございます。これは町として公的な対応の説明責任を果たすものであり、特定の職員が事実を捏造して公表したという事実は一切ございません。

---

---

---

こちらの本件の懲戒処分に至った事案につきましては、特定の職員によるパワーハラスメント行為が認定されたものでございます。この発生経緯につきましては、当時の上司からの具体的な命令が存在したという重要な事実が含まれております。この命令の事実を伏せて情報提供を行った場合、これは職員が単独でハラスメントを行ったという誤った印象を町民及び関係者に与えることになります。これは懲戒処分を受けた職員の立場からしても不正解であり、また事実の全体像を隠蔽することにもつながりかねません。

したがって、前町長の名前に言及したことは、特定の個人をおとしめる目的としたものではなく、懲戒処分の根拠となった事案の事実関係を正確かつ全体像として公表するために必要不可欠であった行為ということで町としては認識しておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時44分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 8番議員の渡邊です。

議長のお許しがありましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

1つ目は、コミュニティバス、コミュニティタクシーによる交通弱者対策についてです。

私のところへは町民から、今のコミュニティバスは廃止したにじバスと変わらないとのご指摘や、税金の無駄遣いだと厳しい声も届いています。以前ご質問いたしましたが、住民ワークショップの開催など、公共交通の見直しが進められていると思いますので、改めてご質問をさせていただきます。

1. 町長の公約のとおりコミュニティバスが廃止されたとして、その後のバス車両の活用についてはどのような計画をお持ちでしょうか。

2. コミュニティバスがなくなると、交通弱者と言われる方々の中にはお困りになる人が必ず出てくると思います。こうした課題に対して、コミュニティタクシーの拡充は必要だと思います。増便や運行時間の延長、足のご不自由な方への支援としてドア・ツー・ドアの検討、デジタル技術を活用した予約方法の改善など、コミュニティバスの見直しに合わせてどのような取組を考えているのか、お答えください。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤雅浩君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 渡邊議員の1項目め、コミュニティバス、コミュニティタクシーによる交通弱者対策の1番目のご質問、コミュニティバス廃止後のバス車両の活用の計画等についてお答えいたします。

コミュニティバス廃止後についてのご質問ですが、現在、コミュニティバスを含めた公共交通の在り方を検討している状況であり、令和7年度第2回岐南町公共交通会議岐南町地域公共交通活性化協議会において、ワークショップの報告とともにお諮りする予定でございます。

そのため、廃止を前提としたバス車両の活用については現時点で検討しておりませんので、具体的な計画についてもございません。

次に2番目のご質問、コミュニティタクシーの増便やドア・ツー・ドア方式の導入など、公共交通利便性向上への今後の取組を問うについてお答えいたします。

岐南町公共交通ワークショップにおいて、多世代の方にご参加いただき、世代ごとの異なるニーズや目的に合わせた公共交通の役割について、グループワーク形式で議

論しました。

グループワークでは、高齢者の外出支援として、買物や通院のニーズに対応するため、現行のコミュニティタクシーの予約方法や1時間に1便の運行時間など、見直しを求める内容の意見も出されました。

これらのワークショップで出された利便性向上につながる意見や、昨年度実施した高齢者アンケート、現在の利用状況を踏まえ、コミュニティタクシーの運行方法の見直しを検討してまいりたいと考えております。

なお、ドア・ツー・ドア方式の導入につきましては、過去の議会答弁でもお答えしましたように、歩行が困難な方や介助が必要な方を対象とした介護タクシーに近いものであると捉えており、既に同様のサービスとして介護保険制度での介護タクシーや重度障害者のタクシー助成事業がございます。一方、現在運行しているコミュニティタクシーは、デマンドタクシーとして、徒歩で移動できる範囲にある停留所を利用して日常生活に必要な外出を支援するものとなっております。

次に、コミュニティタクシーの予約方法の改善に向けて現在どのような取組がなされているかを問うについてお答えいたします。

コミュニティタクシーについては、ワークショップの意見でもあったように、予約方法が分かりにくい、煩わしいというご意見が、担当課へのお問合せをしていただくことがあります。現在の予約方法としては、利用する時間の1時間前までに電話予約をし、予約した便の時間の45分前に予約確認の電話をする仕組みとなっております。この2度の電話が分かりにくさや煩わしさを感じる原因となっているものと認識しております。2度目の電話の必要性については、デマンドタクシーの性質上、乗り合わせとなることもあり、停留所の到着時間の確認を要する仕組みとなっております。

また、運行時間については、1時間に1便となっていることも、目的地への到着時間の調整などから利用しにくい理由となっているところです。

これらの課題に対して、運行開始から15年以上経過し、デジタル技術の進歩により運行開始当時にはなかったスマートフォンでのオンライン予約のようなサービスも増えてきているため、利便性の高い運行方法の事業者の事例を調査しているところであります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 議長のお許しを得まして、再質問させていただきます。

1つ目は、コミュニティバスをやめた場合の利用方法で、例えば朝夕は保育園バスとして、昼間は笠松のようにスポーツジムのプールへ送り迎えをすれば、今後のプールの維持費もなくなりますし保護者救済にもなりますので、行政として考えていくべ

きではありませんか。

2つ目、病院に行く場合、夜遅くなることもあるので、せめて19時までコミュニティタクシーを使えるようにはできませんか。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 渡邊議員の再質問についてお答えいたします。

議員より様々なご提案をいただきました。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、廃止を前提としたバス車両の活用につきましては、現時点で検討はしておりません。

また、コミュニティタクシーの運行時間の延長につきましては、同様の見直しを求めるご意見をいただいているところでございます。いずれにいたしましても、運行開始から15年以上経過しておりますことから、運行時間の見直しを含め、より利便性の高い運行方法について調査・検討してまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） それでは、2つ目の質問に移ります。

人と動物が共生できるまちづくりについてです。

ペットは家族の一員です。核家族化や高齢者世帯の増加は岐南町でも進んでおり、心の支えとなるペットを飼う人は増えております。その一方で、飼い主の分からぬ猫による被害も増えているのではないでしょうか。そこでお尋ねします。

1. 岐南町において、飼い主の分からぬ猫の苦情は現在どれくらい寄せられていますか。

2. 岐阜市の補助金交付事業を参考にしながら、ご質問します。岐阜市では、地域住民への快適な生活環境を保持するため、飼い主不明な猫の不妊手術費用の一部を補助する事業を行っています。岐南町にも同じような問題があるなら、実施している自治体を参考にして同じような取組を進めてよいと私は考えています。そこでお尋ねします。町では、飼い主不明な猫の苦情に対してどのような取組を進めていますか。

3. 高齢者とペットについてご質問します。

岐南町薬師寺にある医療法人かがやき総合在宅医療クリニックは、地域の在宅医療に取り組んでいる法人です。そのため、高齢者宅に訪問した際、そこで起きている問題を目の当たりにし、ペットの汚物の散乱やダニなどの繁殖により不衛生な環境で生活していた高齢者もいたそうです。また、岐阜市にあるNPO法人人と動物の共生センターは、高齢者とペットの共生などに積極的に取り組んでいる団体です。町としては、さらに高齢化が進む中、こうした団体と連携して高齢者支援の新たな取組を始めすることが求められるのではないでしょうか。

初めにも言いましたが、ペットは心の支えになります。ある調査では、ペットを飼うことで認知症の発症リスクが低くなると報告されていて、ペットが人に与えるよい影響で、増え続ける医療費や介護サービスに係る費用が抑えられる報告もあります。しかし、高齢者が責任を持ってペットを飼い続けることは難しいので、適切なアドバイスが必要です。高齢者が安心してペットを飼うことができるよう、高齢者からのペットに関する相談を受ける窓口は役場にありますか。ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤雅浩君）　板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君）　渡邊議員の2項目め、人と動物が共生できるまちづくりについての1番目のご質問、岐南町において、飼い主不明な猫の苦情は現在どれほど寄せられているのかを問うについてお答えいたします。

飼い主不明の猫をめぐる苦情につきましては、発生事例の内容が多岐にわたり、餌やりによる影響やふん尿被害、鳴き声など様々な形で寄せられております。これらの苦情の総数を一括して把握する体制には現在至っておらず、全体の件数を公表できる段階ではありません。しかしながら、深刻な事案として指導を行った件数は把握しております。令和6年度において指導を要した件数は5件、令和7年度は現在までの時点において5件となっております。これらは苦情そのものの総数ではなく、苦情に対して、町または岐阜保健所が指導・助言を実施した事案の件数である点をご理解ください。

続きまして、2番目のご質問、飼い主不明な猫の苦情に対して、町民の快適な生活環境を保持するためどのような取組を進めているかを問うについてお答えいたします。

町では、飼い主不明の猫について、町民の快適な生活環境を保持するため、関係機関と連携し対応を行っております。餌やりの苦情が入った場合は、現場に出向いて苦情の内容を確認し、餌を与えていた者が特定できる場合は直ちに注意を行います。餌やりが深刻な事案と判断される場合には、岐阜保健所と連携の上、適切な指導を実施しております。

これは、動物の愛護及び管理に関する法律第25条において、野良猫に餌を与える行為が周辺環境に悪影響を及ぼすと認められる場合には、都道府県が指導、勧告、命令などの措置を取ることが可能とされているためです。さらに、広報紙等でも無責任な餌やり行為をやめていただくよう働きかけるとともに、適正な猫の管理を促す広報活動を行っております。

今後も、国や県の指針を踏まえつつ、町の実情に合わせた運用を行ってまいります。

す。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 堀塙康伸健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀塙康伸君） 渡邊議員の2項目め、人と動物が共生できるまちづくりについての3番目のご質問、心の支えとなるペットを高齢者が安心して飼うための相談窓口が役場にあるかを問うについてお答えいたします。

現在、岐南町役場には高齢者のペット飼育に特化した相談窓口は設けておりません。ただし、高齢者の暮らし全般を支援する相談窓口として、地域包括支援センターがございます。地域包括支援センターでは、生活や介護に影響があると判断される場合に、相談を受け止め、必要に応じて関係機関につなぐ調整役を果たしております。ペットそのものに関する専門的な相談には直接対応できない場合があることもご理解いただきたいと思います。

高齢者がペットを飼うことは、孤立感の軽減や心身の健康増進に効果がある一方で、長期にわたる飼育費用や健康管理、高齢になったペットの介護負担、災害時の対応といった課題も伴います。何よりペットの飼育は飼い主の自己責任であり、適切に飼養する終生飼養の責任があります。飼い主が先に亡くなった場合でも、ペットが安心して暮らせる環境を用意してあげることが飼い主の務めです。その上で町としましては、必要に応じ関係機関と連携し、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを支えてまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 議長のお許しを得まして、再質問をさせていただきます。

2つ目の質問でも書きましたが、岐阜市では、飼い主不明な猫不妊手術費補助金交付事業を行うことで、ふん尿被害やごみ荒らしなどご近所トラブルだけでなく、学校の砂場で猫のふんによる雑菌・ノミ・寄生虫を減らすことで衛生的なことも考えておりますし、望まれない命を減らすことでこうした社会問題を解消し、人と猫の調和の取れた共生社会の実現を目指すため、町内に生息する猫の不妊・去勢手術を実施する補助金を支給すべきではありませんか。

3つ目の質問の高齢者とペットの場合、高齢者の急な入院・入所もありますが、急に足腰が弱くなったり、認知症が進み在宅で今までのよう清潔な生活が送れなくなり、汚物やノミの散乱している家もあります。ケアマネジヤーや医師、看護師、介護士などが家にお伺いした場合、足の踏み場がないだけでなくノミに寄生されることもしばしば見受けられますが、こうした問題も事前活動によって解決へいざなうことができます。

例えばNPO法人人と動物の共生センターでは、犬猫預かりボランティアを募集し

ていて、一般の方が人と動物の共生センターから犬や猫を預かり飼育ができ、その犬や猫が飼育ができない環境になったら、人と動物の共生センターへお返しする制度です。また、飼育に必要な物資、例えばゲージ、トイレ、食器などの提供も全て無料なので、あとはフードと消耗品だけで犬や猫を飼育することができます。高齢者がペットを飼う前に相談できる窓口が必要で、現在そういう窓口を知らない方が多いです。こうしたことから、高齢者見守り事業の一環として、対象への定期的な訪問診療や介護認定、短期入院、入院のタイミングでの意識づけをするだけでなく、ケアマネなど関わりのある人を集めて講習会を開きチラシなど定期的に啓発することで、ペットも高齢者も健康で健やかに歩めるように導くべきではありませんか。

最後に、岐南町も捨て猫防止や多頭飼育崩壊を未然に防ぎ、全ての命を大切にしていくべきではありませんか。ご返答のほどよろしくお願いします。

○議長（加藤雅浩君）　板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君）　渡邊議員の2項目め、人と動物が共生できるまちづくりについての2番目の再質問についてお答えいたします。

現在、全国の自治体でTNR（捕獲・不妊手術・戻す）を軸とした対策が進んでいますが、制度の形態や運用は自治体ごとに異なり、効果の評価方法も様々でございます。不妊・去勢手術そのものが、野良猫の総数を直接的に減少させるかどうかを長期かつ統一的なデータで明確に示した事例はまだ多くございません。地域ごとの餌やりの実態や密度、天候、季節変動、他の動物との関係など、複数の要因が絡むため、手術だけで野良猫の数を大幅に減らせると判断するのは難しいのが現状でございます。

研究の結果として繁殖抑制の効果を示すものがある一方で、地域の実情によっては効果が限定的となる可能性があることも認識いたしております。加えて、助成金制度そのものの効果も設計次第で大きく左右されるため、現時点で確実な成果を得られると結論づけることは適切ではないと考えております。

また、不妊去勢手術を実施した猫を地域に戻すTNRの実効性についても、苦情が必ず軽減されることは限りません。苦情の背景には、鳴き声やふん尿被害、餌やりの習慣、居住環境の管理状況など様々な要因があり、繁殖抑制だけで直ちに苦情が大幅に減るとは言えません。そのため、地域全体としての衛生管理の徹底、見守り活動や苦情対応体制の強化、餌やりの適正化やルール化といった複数の施策を総合的に組み合わせることが不可欠でございます。

こうした点を踏まえると、不確実性を前提とした慎重な判断が必要であると認識いたしております。この現状を踏まえ、まずは他市町の動向や条例の状況を調査・研究した上で、本町の実情に即した適切な制度設計を検討していきたいと考えております。

す。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 堀塙康伸健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀塙康伸君） 渡邊議員の再質問にお答えいたします。

地域包括支援センターが実施する町内の居宅介護事業所のケアマネジャーを対象とした勉強会、高齢者宅を定期的に訪問する民間事業所と協定を締結しております高齢者見守りネットワークの協力事業所との連絡会議、そして高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう 在宅で暮らしてみえる高齢者やその家族を対象とした家族介護教室といった機会を捉えて、講習会、説明会及び啓発の実施を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。



散会

○議長（加藤雅浩君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日午前10時より会議を再開いたします。

日程は追って配付いたします。

本日はこれにて散会といたします。

午後 3時10分 散会



本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

加 藤 雅 浩

岐南町議会議員

松 原 浩 二

岐南町議会議員

渡 邊 憲 司